

令和2年第6回 飯塚市議会会議録第2号

令和2年12月9日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第3日 12月9日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。14番 守光博正議員に発言を許します。14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

公明党の守光博正です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は2つの項目をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、鳥獣被害対策についてですが、近年の社会状況を見ても、全国的に森林の開発が大きく進み、各地域とも森がなくなりつつあります。その中で人間だけではなく、動物たちにまで大きな影響が出ているのも事実ではないでしょうか。すみかを失った動物たちがどこに行くのか。昔は山間部などに時々出没しては農作物を荒らす程度だったのが、今では住宅街や町なかでも見かけるようになり、住民の方々も不安な日々を過ごされております。最近よく相談を受けるのが、農作物がイノシシや鹿に荒らされて困っているというだけではなく、住宅の近くまで来ていて、ごみが荒らされたり、夕方に遊びから帰る小学生が遭遇して、大変怖い目に遭ったという内容であります。先日も相田のほうの方からイノシシの相談を受け、担当課の方にも要望したばかりであります。全国的に見て、被害状況も年々ふえ続けているとの報告もあります。どの自治体も対応に苦慮されているのが現実だと思います。そこでまず初めに、本市での過去3年間の被害状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

有害鳥獣による農作物への被害状況につきましては、福岡県農業共済組合に被害補償について照会した結果から、イノシシと鹿による農作物への被害状況で申しますと、平成29年度は、イノシシによる被害が水稻で被害面積4.45ヘクタール、被害額456万1千円。豆類で被害面積6.9ヘクタール、被害額が163万1千円。合計で被害面積11.35ヘクタール、被害金額619万2千円となっております。平成29年度の鹿による被害でございますが、水稻で被害面積0.27ヘクタール、被害額が27万7千円。豆類の被害報告はございませんでした。

次に、平成30年度は、イノシシによる被害が水稻で被害面積6.96ヘクタール、被害額734万5千円。豆類で被害面積0.41ヘクタール、被害額が9万円。合計で被害面積7.37ヘクタール、被害金額743万5千円となっております。平成30年度の鹿による被害でござ

ございますが、水稻で被害面積0.1ヘクタール、被害額が10万4千円。豆類の被害報告はございませんでした。

最後に令和元年度は、イノシシによる被害が水稻で被害面積5.92ヘクタール、被害額628万9千円。豆類で被害面積0.64ヘクタール、被害額が13万3千円。合計で被害面積6.56ヘクタール、被害金額642万2千円となっております。令和元年度の鹿による被害でございますが、水稻で被害面積0.4ヘクタール、被害額が42万5千円。豆類で被害面積0.41ヘクタール、被害額が8万5千円。合計で被害面積0.81ヘクタール、被害金額51万円となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今の部長のご答弁をお聞きしていると、イノシシと鹿の被害というのは、被害面積と被害額がかなり多いと感じております。農家の方々の心中はいかばかりかはかり知れないと思います。先ほども述べましたが、昔は多くは山間部への出没がほとんどだったのが、今は町なかのどこに出没するかわからなくなっております。

そこで次に、地区別の被害状況についてはどうなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

福岡県農業共済組合に鳥獣による被害補償について照会した結果に基づく被害額になりますが、平成29年度につきましては、飯塚地区が373万9千円、穂波地区が18万8千円、筑穂地区が185万5千円、庄内地区が9万3千円、穎田地区が59万4千円となっております。

次に、平成30年度につきましては、飯塚地区が477万8千円、穂波地区が16万円、筑穂地区が106万5千円、庄内地区が28万2千円、穎田地区が125万4千円となっております。

最後に、令和元年度につきましては、飯塚地区が294万6千円。穂波地区が129万3千円、筑穂地区が252万円、庄内地区が10万1千円、穎田地区が7万2千円となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

部長の答弁では飯塚地区と筑穂地区が例年約100万円を超えておりますが、令和元年度に関しましては、穂波地区もそれまでは10万円台だったのが100万円を超えてきているのには少しびっくりしております。

では次に、実際にはどのくらいの鳥獣が出没して駆除されているのか、本市での過去3年間の有害鳥獣の駆除件数についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

有害鳥獣駆除数についてですが、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマ、カラス、カララバトの合計となりますが、平成29年度が1812頭、平成30年度が1771頭、令和元年度が2096頭となっており、令和2年度については、10月末現在の駆除数となりますが、1649頭となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ご答弁をお聞きしていますと、年々駆除数がふえているのはわかります。ただ、駆除数以上の

鳥獣が出没しているのではないかと考えると、ちょっと怖い気もいたします。

では次に、どのような場所での出沒事案が発生しているのかについて、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

出沒地域では、従前の山間部や農村部での出沒に加え、近年では市街地での出沒事案も増加傾向にあるところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

山間部だけではなく、今では市街地まで出沒していることがわかります。これまで市民の皆さんから多くの情報が寄せられているとは思いますが、その中で、市への出沒事案の通報のうち、全てが駆除できているわけではないと思われませんが、実際のところ、どれくらいの割合で駆除できているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

本市へ出沒事案の通報があり、対応可能な捕獲員に市職員が同行し、現場確認を行った後に、箱わななどの設置可能な割合が約7割となっております。また、箱わななどの設置後に実際に駆除できた割合が約5割となっているところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ご答弁では、箱わなの設置可能な割合が7割で、実際に駆除できたのが5割ということであり、では、市民からの通報に対し、本市の対応についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

本庁、支所を含め、有害鳥獣出沒の通報がありますと、本市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行しております有害鳥獣捕獲員に連絡をとり、対応可能な捕獲員に市職員が同行し、出沒状況や被害現場の確認を行います。その後、有害鳥獣の侵入経路の痕跡や箱わななどが設置可能な場所を確認した上で捕獲方針を決定した後に、箱わななどを設置し、駆除を行うのが一般的な流れとなっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、遊休農地の現状についてお聞きしたいと思います。遊休農地はイノシシや鹿など有害鳥獣の餌場や隠れ場所になりやすいと考えられます。遊休農地があることにより、イノシシや鹿は農作物を食べに来て、万が一人間に見つかったとしても、遊休農地に逃げ込めるので、言い方は悪いですが、安心して農作物を荒らせると感じられてなりません。何とか対策を考えなければと思いますが、では、その遊休農地は市内に現在どのくらいあるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

令和元年度、農業委員会において実施いたしました農地利用状況調査で把握いたしました遊休

農地の面積について、お答えさせていただきます。市全体の遊休農地は約45ヘクタールとなっておりまして、全農地面積約3472ヘクタールに対し、遊休農地化率は約1.2%となっております。地区別の内訳としましては、飯塚地区約14.6ヘクタール、穂波地区約15ヘクタール、筑穂地区約6.5ヘクタール、庄内地区約5.1ヘクタール、颯田地区約3.8ヘクタールとなっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では、遊休農地の解消について、本市として何らかの対策や取り組みはこれまでなされているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

農業委員会では、遊休農地の所有者に対して、今後の農地管理についての利用意向調査を実施しておりまして、農地の適正管理をお願いしております。また、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携をとり、地域の実情を把握しながら、遊休農地の解消に努めております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今のご答弁だと、利用意向調査を実施し、農地利用最適化推進委員と連携をとり、地域の実情を把握して解消に努めているとのことですが、実際のところ今の現状としては、思うような対策がなされているようには、現在見えないと思います、私として感じているのがですね。以前、何年か前の一般質問で、他市の取り組みで遊休農地解消の取り組みの一環として、また、鳥獣たちの隠れ場所解消に向けて、ヤギを活用した取り組みをなされて効果を上げていたということをお知らせさせていただき、ご提案をさせていただきました。ここで再度、ご提案をさせていただきますので、他市の状況をまた検討していただければと思っております。これは要望しておきます。

では次に、捕獲員の現状及び育成についてお聞きします。全国どこを見ても捕獲員の高齢化が進んでいる話も耳にしますが、本市の有害鳥獣捕獲活動に従事されている捕獲員の方々の人数や平均年齢についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和2年度で申し上げますと、現在、本市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、市内で有害鳥獣捕獲活動に従事されている方が47名となります。47名の内訳といたしましては、飯塚地区18名、穂波地区5名、筑穂地区10名、庄内地区9名、颯田地区5名となっております。47名の方々の平均年齢につきましては68.9歳となっており、全国的な傾向と同様に、本市におきましても、捕獲員の高齢化が進んでいるところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ご答弁では捕獲員の人数は合計で47名で、その平均年齢は、高いかどうかはわかりませんが68.9歳ということでもあります。今、全国的にも元気な高齢者が多くなってはきておりますが、かなりの高齢化率だと考えております。では、捕獲員の方々の実際の稼働率についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和2年度に有害鳥獣捕獲活動に従事されている方47名のうち、令和2年10月末までに捕獲実績がある方は36名となっており、76.5%の稼働率となっております。なお、36名の内訳といたしましては、飯塚地区16名、穂波地区4名、筑穂地区7名、庄内地区6名、潁田地区3名となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今の部長のご答弁でありますと76.5%の稼働率ということで、平均年齢が先ほど言いましたけど約68歳で、中には既に名前というか登録はありますけれども、引退が近い方もおられるのではないかと考えております。高齢化が進んでいるということでありましたが、現在、捕獲員の育成についてはどのようなことを行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

育成につきましては、毎年、福岡県の実施する講習を受講し、狩猟免許を取得される方はいらっしゃるんですが、趣味としての狩猟を目的に取得される方が大半であり、免許を取得された際に、有害鳥獣捕獲活動への協力を依頼しておりますが、承諾していただける方がほとんどいないのが現状であります。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では、今言われました狩猟免許を取得するためには経費がかかると思われますが、免許取得に係る経費の一部を例えば助成することで、有害鳥獣捕獲活動へ協力していただける方が今よりはふえるのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和2年度で申し上げますと、福岡県において狩猟免許を取得するためには、狩猟免許試験の受験手数料として5200円。添付することが必要となる医師の診断書発行手数料が5千円程度必要となることに加え、必須ではないものの、福岡県が受講することを推奨している予備講習会参加費用が5150円必要となります。平成29年度までは医師の診断書発行手数料及び狩猟免許取得に係る予備講習会の参加費用に対する助成を行っておりましたが、平成26年度から平成29年度までの4年間の実績で申し上げますと、補助件数は2件であり、そのうち有害鳥獣捕獲に協力していただいている方は1名となっております。この補助制度の利用件数も少ないことや、有害鳥獣捕獲に携わる意思のない方からの問い合わせが多くなっているため、本来の補助制度の目的を達成することが困難であると判断し、平成30年度からは予算化は行っておりません。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

これは私の単純な考えで、極端な考えではありますけれども、狩猟免許取得に至るまでには約1万5千円ほどかかると思われます。本市として全額補助にして、ただし免許取得後は必ず捕獲員として、協力しなくてはならない等の誓約書を添えて全額補助をしてみたいかなと思っ

ております。どこまで効果があるかはわかりませんが、ご検討していただければと思います。これは要望としておきます。

では次に、仕掛けわな等の現状についてお聞きいたします。現在、捕獲活動に使用しているわなの種類や数量についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

有害鳥獣捕獲活動に従事されている捕獲員の方々が、イノシシ捕獲用の大型箱わなを約160基、鹿捕獲用のくくりわなを約80基設置し、市内全域での有害鳥獣被害対策に対応いただいております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

イノシシと鹿の捕獲用わなは合計で約240基ということであります。先ほどのご答弁で年間の駆除数が約2千頭前後で、実際の出没数はその倍以上はいると私は思っておりますけれども、そうだとしたら、単純な考えかもしれませんが、出没事案がふえている現状を踏まえると、箱わななどの数量をふやせばいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

箱わなやくくりわなを設置しますと、日々の見回りが必要なため、有害鳥獣捕獲活動に従事されている捕獲員の方々が、見回ることが可能な数のわなを現在設置し、捕獲活動を推進しております。捕獲員の日々の労力を考えますと、単純にわなの設置数をふやすというわけにはいかず、労力の低減を図っていく必要があると認識いたしております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ご答弁だと捕獲員の日々の労力を考えると、単純にわなをふやすというのは難しいとのことですが、現実には日々刻々と鳥獣被害の件数もふえ続けていますし、わなを仕掛けて駆除することが今の本市の対策だとしたら、絶対にわなをふやすべきだと私は考えております。確かに先ほどのご答弁で捕獲員の高齢化が進み、大変な状況ではあると思いますが、ご提案したことも含め、わなをふやしていただくことをここでは要望しておきます。

では次に、近隣他市との連携についてをお聞きしたいと思います。近隣自治体と連携して、有害鳥獣駆除を行うことも効果的ではないかと思いますが、そのような取り組みがあればお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

近隣自治体との連携につきましては、平成20年度より鳥獣による農林業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、嘉麻市、桂川町の近隣自治体に加え、猟友会やJAなどで嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を組織し、広域連携を図りながら、鳥獣被害対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

嘉飯桂地区の取り組みはわかりましたが、直鞍地区や田川地区など、隣接する自治体は複数ありますが、そのような自治体と連携した取り組みはこれまでに実績としてあるのか、あればお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

平成30年度になりますが、颯田地区での出沒事案に本市の捕獲員が対応することができなかったことから、福智町在住の方に許可を出し、47日間の駆除活動を行っていただいたことがございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

そのような実績があるということですので、今後も近隣のそういう隣接の市町村としっかり連携をとっていただいて、駆除ができるような対策をよろしくお願ひしたいと思います。

では最後に、本市の今後の対策についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

現在、市街地での出沒事案が増加している一方で、捕獲員の高齢化が進んでいる現状があることから、現在、情報政策課が民間事業者より無償で借り受けた振動感知センサーを活用し、所管課である農林振興課では昨年10月より、衝撃遠隔監視システムによる有害鳥獣駆除対策の実証実験を行っております。この衝撃遠隔監視システムにつきましては、イノシシ捕獲用の大型箱わなに振動を感知するセンサーを取りつけ、箱わなに有害鳥獣が入った際に箱わなの扉が落ちる衝撃をセンサーが感知し、事前に登録したメールアドレスの方へ通知が来るシステムとなっております。これまで、ほぼ毎日、定期的な見回りを行っていたものが、センサーから通知があった際に見回りを行うようになるため、捕獲員の方々の見回り回数が減ることにより、捕獲活動の省力化、労力の低減を目指そうとするものでございます。この実証実験の結果を踏まえ、今後、本格導入を図っていきたくて考えております。また、近隣自治体との広域連携につきましても、これまで以上に柔軟な対応ができるように連携を密にしながら、広域での鳥獣被害対策を推進していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今のご答弁だと、捕獲員の労力削減の対策として、振動感知センサーを活用し、衝撃遠隔監視システムを、今現在実証実験中だと言われましたので、一日も早い実用化が実現することを期待し、重ねて最後に、仕掛けわなをふやしていただくことをここでも要望して、この質問を終わります。

では次に、経済対策等についてをお聞きしたいと思います。まず、長崎市から北九州市までの旧長崎街道、通称シュガーロードについて、さきの報道では、日本遺産に認定されたと思いますが、この認定に至るまでの経緯についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

旧長崎街道、シュガーロードを活用した地域の活性化について、各都市の個性を發揮した地域づくりの推進を目的とし、平成20年度に福岡県、佐賀県、長崎県の3県及び飯塚市、北九州市、

小城市、佐賀市、嬉野市、諫早市、大村市、長崎市の8市により、シュガーロード連絡協議会が設立されました。平成27年度から始まった日本遺産事業の認定に向け、シュガーロード連絡協議会の事務局である長崎市が8市連名により申請を行った結果、令和2年6月19日付で文化庁から日本遺産に認定されております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

このコロナ禍において、日本遺産に認定されるということは、大変、非常にうれしいニュースだと思っております。これから日本遺産認定後の事業を実施していくことになるのですが、現在の取り組み状況をお知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

日本遺産認定後の事業といたしましては、連絡協議会におきまして、シュガーロードに関する情報交換や、PR活動などを行っていくこととなります。令和2年度は認定された情報を広く発信するため、ガイドの育成、販促物の作成、多言語対応案内看板の設置やシンポジウムなどを連絡協議会で準備を行っております。また、令和3年度からの事業につきましても、連絡協議会において、さまざまな情報発信やイベントなどの実施について協議してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

日本遺産に認定され、今後の飯塚市独自の取り組みについてお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

日本遺産の認定を受け、ホームページへの掲載、市庁舎に横断幕の設置などを実施しております。また、令和3年度の取り組みにつきましては、協議会において情報交換を行うとともに、飯塚市独自の事業を考えてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

次に、日本遺産に関連して、旧長崎街道内野宿についてお聞きします。内野宿については、歴史的景観が残り、また冷水峠の石畳も非常に価値の高いものだと思っております。この内野宿のイベント等の実施状況と、実施に当たっての課題等があればお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

内野宿のイベント等につきましては、10月に「内野宿街道まつり」、11月に「宿場のにぎわい」が毎年開催されております。「内野宿街道まつり」は、いづか街道まつりに日程を合わせ、内野宿で開催されております。「宿場のにぎわい」は、お茶会や雑貨市の開催、長崎街道をわらじで歩く、あるいは内野宿のもみじ名所めぐりなどが開催されております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっているところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今後、内野宿の活性化について、飯塚市として何か活性化対策を考えておられればお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

内野宿の活性化につきましては、地域との連携が重要であり、地域の理解を深めるとともに、内野宿の魅力発信、地域内の資源を生かした体験による誘客などが考えられるところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

旧長崎街道、通称シュガーロードについては、さきのご答弁で、福岡県、佐賀県、長崎県の3県及び飯塚市、北九州市、小城市、佐賀市、嬉野市、諫早市、大村市、長崎市の8市によりシュガーロード連絡協議会が設置されましたとのことでしたが、本市としての取り組みはまだ具体的ではなく、これからだとは思いますが、もっとスピード感を持って、他市の取り組み状況を見て動くのではなく、本市が先頭に立って行動を起こすべきだと私は考えております。このようなチャンスはめったにあることではなく、大変に喜ばしいことであり、飯塚市を全国にアピールする絶好の機会だと思っておりますので、先ほども触れました内野宿とも絡めて、観光の目玉として多くの市外からのお客様を呼び込めるように、全力でご検討していただくことをここでは強く要望しておきます。

次に、私の考える市の経済対策の一つとして、市外の方を飯塚市に呼び込むような施設やイベントが必要だと考えております。前回は自転車ツーリズムの質問をさせていただきましたが、今回は「RVパーク」に着目して何点か質問をさせていただきます。では、「RVパーク」とはどのような施設なのかお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

日本RV協会によれば、「RVパーク」とはキャンピングカーオーナーや車中泊ファンの皆様に快適に安心して車中泊ができる場所を提供するために、日本RV協会が推進している取り組みであり、道の駅を初め、日帰り温泉施設、オートキャンプ場や湯YOUパークなどと連携し、安心して車中泊を提供できる施設となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今の部長のご答弁のとおり、RVパークは全国をキャンピングカーで車中泊をしながら、旅をしている人たちからすると、大変に有名な施設であり、九州は特にRVパークが多くて充実していると、キャンピングカー仲間からは言われております。また、道の駅の一部をRVパークとして、キャンピングカーなどが駐車できるようなスペースを確保している道の駅も現在多くあります。市外から人を呼び込む施設として、道の駅が私は必要だと思いますけれども、本市としてはどうお考えかお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

本市におきましては、道の駅としての施設が存在しておりません。また、市外から人を呼び込

む施設として、現在、道の駅の検討はいたしていません。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

あっさりとは検討していませんとのご答弁で、少しがっかりしましたが、お隣の嘉麻市は碓井に道の駅があり、新鮮な野菜やお魚等を販売しており、いつ行ってもお客様で大繁盛しております。私も時々行かせていただくんですけども、結構、中が3密状態になるような、今現在でありますけれども、私としては本市にも道の駅は必要だと思いますし、あることで、市外や県外から、先ほど言いましたRVパーク併設の道の駅をつくれれば、県外ではなく全国から多くの人を呼び込む効果があると感じております。そこに先ほどから言っています、重複しますけれども、RVパークを併設した道の駅をつくれれば、なお効果的だと考えております。ちなみに場所はどこがいいかと言えば、現体育館ですね。新しい体育館が建つ予定でありますけれども、今の体育館のところにつくっていただければ、立地的にも、交通の便からもいいのではないかと、私は考えております。今の部長の答弁では、今は考えていないとのことではありますが、ぜひ今後、検討していただくことをここでは強く要望しておきます。

では次に、飯塚市には道の駅はなく、検討していないということなので、別の施設の質問をさせていただきます。飯塚市のキャンプ場についてお答えください。あわせて、多くの方にキャンプ場として利用していただくための課題等があればお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

飯塚市が管理するキャンプ対応可能施設につきましては、山口地区の「サンビレッジ茜」、八木山地区の「八木山溪流公園」、舍利蔵地区の「穂波青少年野営訓練所」がございます。また、課題等につきましては、サンビレッジ茜、穂波青少年野営訓練所はございませんが、八木山溪流公園は、現在、災害によりハイキングコースの一部が通行できないなどがございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

飯塚市全体の施設については今のご答弁でわかりました。では、所管されているキャンプ場の範囲で構いませんので、キャンプ場の現在の利用状況についてお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

サンビレッジ茜につきましては、テント区画が12区画となっており、4月5件、5月5件、6月13件、7月4件、8月65件、9月28件、10月59件で合計179件の利用となっております。八木山溪流公園につきましては、キャンプ利用に関する入退場の管理を行っていないため、正確な利用状況が把握できておりませんが、キャンプ場利用に関する問い合わせ件数は、1年間で約230件となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

利用状況については答弁でわかりました。では、既存のキャンプ施設にRVパーク、先ほども言いました機能を持たせるなど、本格的なキャンプ場整備の考えは、現在、本市としてあるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

現在、所管しているキャンプ場の一部にRVパーク機能を持たせる整備の計画は、現在検討しておりません。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

こちらも検討していないとのご答弁ですが、重ねて残念でなりません。先ほどから何度も言っていますが、RVパークを併設した道の駅やキャンプ場は、キャンピングカーで車中泊をしながら全国を旅している人たちからすると、まさに聖地のようなものであります。YouTube等を見ていると、必ずその方々は道の駅に寄っておみやげを買い、その流れで近くの周辺を観光して、また地元へ帰られております。全国からいろんな方が集まってきているんですけども、では、どれくらいの方々が車中泊をされているのか。先月、マリンメッセ福岡で開催されました「福岡キャンピングカーショー2020」には、約2日間あったんですけども、1万人近くの多くの方の来場があったと聞き及んでおります。それだけ多くの方が興味を持たれていることであります。これ以上は語りませんが、RVパークを併設した道の駅やキャンプ場をつくっても、利益はあっても損はないと私は確信しております。今一度ご検討していただくことを、再度ここでも強く要望しておきます。

では次に、直方市や中間市の河川敷はキャンプやイベントができるよう整備されております。飯塚市の河川敷で実施されているイベントがあればお知らせください。また、イベント実施に当たっての課題等があれば、重ねてお願いいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

河川敷におけるイベントといたしましては、「飯塚納涼花火大会」、「I LOVE 遠賀川」、「リバーサイドウォーキング大会」、「遠賀川流域フェスタ」、「遠賀川水辺ピクニック」、「水辺で乾杯」などが実施されております。また、課題といたしましては、河川敷でのイベントになりますので、天候によって利用が制限されることなどが挙げられます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ことしの夏に私もコスモスの種を中之島にまいてきました。非常にきれいに、ことしはコスモスが咲いて、感動しておるんですけども、秋のコスモスだけではなく、夏は花火大会が本市にありますし、コロナの中で、ことしは中止になりましたけれども、季節ごとに楽しめるイベントを開催するなど、有効利活用をどのように考えているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

河川敷につきましては、自然豊かで貴重な公共空間であります。治水や河川環境上の問題が生じないよう配慮しながら、季節に応じたイベントも含め、快適でにぎわい創出に向けた有効利活用ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

最後になりますが、9月議会ではサイクリングロードの整備を要望させていただきました。本

市の河川敷はまだまだ有効に活用できる広さがあると、私は考えております。同じ河川敷でありながら、他市にできて、本市にできないことはないと思います。あとは思い切った決断であり、行動力が大事だと思います。日本遺産に選ばれた旧長崎街道の取り組みにしても、観光客を呼び込めるRVパーク併設の道の駅及びキャンプ場にしても、今、何が注目を浴びているのか、人心の流れを敏感に把握することが最も重要ではないでしょうか。要は、人の心が今どこを向き、何を求めているのかをつかむこと、その心に応えることがとても大事だと私は考えております。ベトナムの独立の指導者ホー・チ・ミン主席の言葉に、「人民から学ばないのは非常に大きな欠陥です」とあります。この言葉を私のこれからの決意とし、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。11番 田中武春議員に発言を許します。11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

11番の田中武春でございます。事前通告に従いまして、私から今回2点ほどご質問をさせていただきたいというふうに思います。1点目がごみ屋敷の問題、それから2点目が人権行政について、大まかにこの2つでいきたいというふうに思います。

さて、ごみ屋敷問題でございますけれども、誰もが一度は家に大量のごみをためる「ごみ屋敷」を見かけたことがあるというふうに思います。ごみ屋敷とは、ごみ集積所でもない家、建物ですけれども、それとか土地にみずから出すごみを放置したり、他のところからごみを集め込んだりして、ごみが散乱状態に積み上げられて放置された家のことを言います。ごみが放置されているといっても、居住者が住んでいることがほとんどです。リサイクル業を営んでいると主張される方もおられます。また、居住者自身の病気や体の衰えなどにより、ごみを捨てられずに放置されているケースもあります。居住者がいないケースとしては、空き家になっている不動産に近隣住民などがごみの不法投棄を繰り返して、放置されているごみ屋敷も見受けられます。ごみ屋敷は、今、社会の問題の一つになっております。悪臭やネズミ、それから害虫の発生などによりまして、近隣の住民に被害が及ぶほか、ぼやや放火などの犯罪に遭いやすいことから問題視されております。ごみ屋敷に住んでいる住民とごみ屋敷に困っている周辺の住民がお互いに話し合って解決するのが一番よい解決方法ですけれども、それができていたら、ごみ屋敷は解決されているというふうに思います。ややこしいことに、一般にごみとされているものについても、所有者がごみではないというふうに主張した場合、近隣住民や行政、役場ですね、が強制的に排除することは難しいと言われております。加えて、私有地でもあるため、正当な理由なく立ち入れば、住居侵入罪に該当するというふうに聞いております。そこで本市において、過去、合併後で構いませんが、地区別について、こうしたごみ屋敷問題についてなかったのかお聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

環境部局におきまして、直接苦情等の問い合わせについて把握しておりますものは、合併後、飯塚地区におきまして、平成28年度と平成30年度にそれぞれ1件、計2件となっております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

それでは、本市の現状及び近隣の自治体について、どのようになっているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市におきまして、現在、直接苦情等はお受けしておりませんが、過去に対応した案件につきましては、ごみ等の堆積物が屋内及び敷地内だけでなく、市道等にあふれていた状況であり、原因者に対して市道にあふれた堆積物の撤去指導を行っております。また、近隣の自治体に確認しましたところ、半数の自治体でごく少数ではありますが、苦情等を受け付けし、敷地外の堆積物について片づけ等の指導を行っているとの内容でございました。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

それでは、市道への堆積物について、原因者への指導をされたとのことですが、それがきちんと処理されてあるのでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

堆積物につきましては、一時的には撤去、処理されるものの、その後も再度蓄積されているとのことでございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

それでは、道路や隣接者等に直接影響がある場合、市への苦情があるかというふうに思いますけれども、宅内におけるごみ屋敷は多く存在するのではないかというふうに思いますけれども、その内容について把握されているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

ご質問のケースにつきましては、民生委員による独居や高齢者世帯への訪問が気づきの第一歩となっておりますが、その対応には苦慮しているところでございます。独居の場合には、福祉や介護サービスにつなげるなど、解決できる場合がありますが、同居親族がいる場合には、そう簡単に解決できていないのが現状でございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

このごみ屋敷問題ですけれども、市民生活等において、多大なる影響があるというふうに思いますが、本市としてはどんな基本的な考え方を持っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

ごみ屋敷問題につきましては、悪臭や鳥獣、害虫の発生等により、近隣住民の衛生面での影響だけでなく、火災や放火、不法投棄など犯罪の誘発にも影響を及ぼしており、さらには地域や家族の崩壊、高齢化、孤立などの現実の日本の問題を反映しているものと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

それでは、次はちょっと変えまして、生活環境と公衆衛生についてご質問したいというふうに思います。このごみ屋敷問題ですけれども、各自治体で生活環境の保全や公衆衛生を害する状況に対応しているケースはどのようなものがあるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

ごみ屋敷問題につきましては、条例を制定もしくは衛生環境に係る現行条例に、ごみ屋敷に対応する規定の追加を行い、原因者への指導等により対応している先進自治体が存在します。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

今、お答えになったように答弁でもありましたけれども、先進自治体というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

環境省が取りまとめております「平成29年度『ごみ屋敷』に関する調査報告書」によりますと、全国82市区町村で条例化を行っており、また、公益財団法人日本都市センターが平成31年3月に取りまとめた資料によりますと、全国22市区町村で条例化を行っているとの内容でありました。2つの報告内容の相違点は、環境省の報告内容は、廃棄物処理条例や生活環境条例の中にごみ屋敷に対応する規定を設けているもの、また、日本都市センターの報告では、ごみ屋敷またはごみ屋敷・空き家への対応に特化した条例を制定しているものであるとのこととございます。なお、福岡県内においては、田川市の「人に優しくうつくしいまちづくり条例」、八女市の「環境保護条例」、岡垣町の「環境美化に関する条例」において、生活環境条例の中にごみ屋敷に対応する規定を設けているとのこととございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

次に、原因者への指導について少しお聞きしたいというふうに思いますが、ごみ屋敷への対応について、先進地での原因者への指導のほか、具体的な対応についてお聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

代表的な事例としましては、先ほどの答弁と重なりますが、原因者が独居の場合などは、福祉や介護サービスにつなげるなどで対応している事例がございます。そのほか、住民、警察との連携による環境パトロールの実施など、未然防止対策を行っているとのこととございます。また、ごみ屋敷またはごみ屋敷・空き家への対応に特化した条例を制定している自治体のほとんどは、助言及び指導、勧告、命令、氏名等の公表、行政による代執行を条例上に規定しているとのこととございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

それでは次に、ごみ屋敷に対する課題と今後の取り組みについて、本市の考え方があればお聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

先ほどの答弁と重複しますが、ごみ屋敷問題は悪臭や鳥獣、害虫の発生等により、近隣住民の衛生面での影響だけでなく、火災や放火、不法投棄など犯罪の誘発にも影響を及ぼしており、さらには地域や家族の崩壊、高齢化、孤立などの問題があると考えており、本市としましては、十分な対応策が必要と承知はしております。しかしながら、原因者の属性である身体・精神的な能力、経済的困窮、本人の気兼ね、プライドなど、さまざまな個別具体的な事案を考慮しての対応が必要であると考えます。関係部局等との連携を図りながら、今後、対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

ぜひ検討のほうをよろしくお願ひしたいと思いますが、私はこのごみ屋敷に対応することを目的とした条例等の制定が必要だと考えますけれども、本市として何か考えがあればお聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

質問議員が言われます条例等を制定することは、対応策を実施する上で必要であるとは認識はしております。今後はこれまで答弁しました課題等とあわせ、さまざまな方面から調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

このごみ屋敷ができ上がってしまう原因にはさまざまな理由がありますが、中でも寂しさやストレスなどの精神的な負担が大きくなると言われています。人間には気力がみなぎっていれば、毎日快適に過ごしたいというふうに考えますが、精神的にダメージを受けた状態では、気力がなく、掃除などのやる気が起きなくなります。例ですけれども、飼っていたペットが死んでしまったときなどに起きますペットロスに陥る方も少なくはありません。こうしたことがきっかけで、ごみ屋敷化をしてしまう家も多いように思います。また、もう一つは、ごみ屋敷問題で大きく挙げられているのが、高齢者問題だというふうに思います。高齢者のひとり暮らしですね。飯塚市でも31%ですかね、65歳以上の方がですね。つまり、近年のごみ屋敷がふえている現状が日本の課題でもありますストレス社会と高齢者問題が背景につながっていることになります。

ごみ屋敷を放っておくと、ごみがふえ続けて整理が困難になるだけではなく、生ごみなどが腐敗して、悪臭や害虫などが大量発生し、近隣の住民に被害を及ぼす、いわゆるトラブルの発展になるケースが多いようです。このほかにも、ごみ屋敷にあふれ出たごみが引火をしてしまい、大きな火災にもつながり、その家だけでなく、隣の住宅も全焼してしまうというトラブルも多く、ごみ屋敷は地域全体のトラブルのもとになってしまいます。ごみ屋敷はそこに住んでいる本人だけの問題ではなく、隣人や近隣の住民にも迷惑がかかるため、地域によっては先ほど言いましたように、条例で罰則を設けているところもあります。ぜひ本市としても、先ほど答弁にありましたように、県内の先進市町村である、田川市の「人に優しくうつくしいまちづくり条例」や、八女市がつくっています「環境保護条例」、それから、岡垣町がつくっています「環境美化に関する

る条例」等を参考にいただきまして、飯塚市として、ごみ屋敷等にかかわる条例について、幅が広いですから、関係部署と十分協議を検討していただくことを最後に要望して、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、2点目の人権行政について、ご質問したいというふうに思います。人権行政の推進についてですけれども、人権は人間の尊厳に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別はその一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、それからプライバシーの侵害などがあります。我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関するさまざまな施策が推進されてきましたが、今なお、人権問題が存在しているのが現状であります。このようなさまざまな人権問題が発生している背景について、国の基本計画では、人々の中に見られる同質性や均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきております。こうしたことから、国においては、部落差別は許されないとして「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月に公布、施行され、飯塚市においても2018年3月に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。県においても翌2019年3月に、県としての部落差別解消推進法に関する条例が施行されるなど、人権に関する取り組みが進められています。本市としても、この差別の解消の推進に関する条例の具体化が急務な課題というふうに考えます。そこで本市として、この部落差別問題に向けた基本的認識についてどうお考えかをお答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

部落問題についての基本認識ですが、本市においては、昨年4月に部落差別を初め、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、部落差別の解消に向けた施策を推進しております。しかしながら、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな人権課題が生じるなど、部落差別の状況に変化が生じていることなどを十分に認識し、教育及び啓発活動の充実を進めていくことが重要であると考えております。また本市では、かねてから部落差別問題の早期解決を市政の重要な課題として認識しており、昨年度実施しました人権問題市民意識調査の結果を踏まえ、部落差別のない社会の実現に向け、教育や周知・啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

市民一人一人の人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを飯塚市も進めていくという力強い認識をいただいたところですけれども、御承知のとおり、現在、新型コロナウイルスが猛威を振るっております。新型コロナウイルス感染症による偏見や差別が発生しているというふうに聞いていますけれども、その事例等はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

新型コロナウイルス感染症による偏見や差別ですが、全国的には新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者、医療従事者やその家族等に対し、個人を特定しようとする行為や差別的、暴力的な言葉をSNS等に投稿し、差別や偏見をあおる行為、デマの拡散、それから他県ナンバーの

車両に対する嫌がらせ、それから入店拒否や雇い止めなど、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別に関するニュースが報じられております。本市の新型コロナウイルス感染症患者は、12月9日現在、90人となっておりますが、感染者、濃厚接触者、医療従事者やその家族の方などから直接偏見や差別を受けたといった相談はあっておりません。しかしながら、3月や4月には、4月に感染された方に対するデマなどの誹謗中傷ともとれるうわさは耳にはいたしております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

うわさは聞いているということですが、少なくとも相談として上がってきているものは何点かあるんだろうと思いますが、まだ少ないようで少し安心をしましたが、やはりコロナ収束が今見えない中で、今後、本市もそういった具体的な事例等が起こり得る可能性もあるというふうに思いますので、そうなったときに、本市としてどのように対応していくのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

新型コロナウイルス感染症による偏見や差別に対する本市の取り組みでございますが、飯塚市のホームページや市報での啓発、それから全世帯配付の新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドブックでの啓発、それから公共施設でのチラシの配布、さらには嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を通じ、感染者や濃厚接触者へのチラシの配付を行い、偏見や差別の発生防止に努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

はい、わかりました。新型コロナウイルス感染症による偏見や差別に対して、いろいろと啓発をしていただいているというのはよくわかりました。しかし、風評被害や偏見や差別は、インターネット上を通じて、素早く広い範囲で拡散をします。昨年だったと思いますが、インターネット上の差別発言に対して、モニタリングを行っている自治体、多分、大分県の臼杵市だったというふうに答弁があったと思いますが、それを調査研究し、適切な対応ができるよう取り組むというふうにされていましたが、その後、取り組みはどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

インターネットのモニタリングでございますが、モニタリング実施が把握できました11の自治体に18項目の質問事項を記載した調査票を送付し、回答をいただいております。回答結果でございますが、モニタリングによる人権侵害書き込みとして、昨年度、削除要請件数が最も多い自治体は196件で、196件のうち185件が削除されたということでございます。しかしながら、削除要請件数が年間20件未満の自治体も7自治体あることから、モニタリングの手法について、広域的な取り組みも視野に入れ、効果的・効率的な手法について、さらに調査研究を行いたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

はい、わかりました。結構削除件数も多かったようですけれども、ただ、年間20件に満たない自治体も7つあるということで、効果的・効率的な手法について、さらに研究していきたいということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市民意識調査について、少しお聞きたいというふうに思ひますが、昨年9月に、前回調査の設問をベースに市民意識調査を実施していると聞いていますけれども、その後、集計分析を行い、ことしの2月末までに報告書を作成し、3月末までに報告書の概要版の作成を目指しているというふうにしていましたけれども、その後どのような取り組みをなされたのか、お知らせください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

人権問題意識調査でございますが、昨年9月10日から10月9日までを調査期間として、3千人の方に配付し、1208人の方から回答をいただいております。回収率は40.3%となっております。報告書とその概要版、ともに3月までに作成し、ことしの6月23日開催の協働環境委員会に調査結果を報告させていただいたところでございます。本調査に基づく取り組みでございますが、本調査結果を踏まえ、現在、飯塚市人権教育啓発基本指針の改訂作業を行っているところでございます。また概要版については、ことしは新型コロナウイルス感染症予防により開催回数が激減しておりますが、各地域や企業で行われる人権研修や講演会で活用しているところでございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

回収率40.3%か、ちょっと少ないような気もしますが、ぜひ5割以上に上がるように、ぜひ努力をしてください。よろしくお願ひします。各地区で活用を計画していたけれども、今回、こういったコロナ禍の中で思うように進まないということは、それでも機会を見つけて活用しているということですので、なかなか大変かと思ひますが、幅広い活用をぜひお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは次に、調査に対する評価と課題について、どのように考えているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

初めに、本調査に対する評価ですが、本調査は本市が目指す人権を大切にす市民協働のまちづくりを推進していくための各種施策の5年間の成果や、今後必要となる施策の目標や方向性を検討していく上で重要な資料となるもので、現状だけでなく、5年前の調査結果とも比較検討できる資料となっていることから、一定の評価はできると考えております。

次に課題ですが、やはり今回の調査結果をいかに広く多くの市民の方々に知っていただくかということでございます。調査結果を知っていただくことで、人権問題をより身近に感じ、関心を持っていただくことが偏見や差別をなくしていくことにつながるものと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

私もこの意識調査の内容をちょっと見させていただきました。今回、市民意識調査では、中身をちょっと見させてもらおうと、同和地区の人との結婚で家庭の反対があれば結婚をしないとした人が、前回調査から2.4%減りまして、7.5%になったということは、これは一つの一定の評価だろうというふうには、取り組みの成果というふうには考えますが、ただ、わからないと

いうふうに答えた人が19.5%ふえまして、36.1%になったことは、この部落差別を身近に感じられていない市民が多くいると思います。ぜひ、この部落差別を身近に考えられるような工夫が必要ではないかというふうに私は考えますけれども、このことについてどうお考えか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

結婚問題についてでございますが、議員が言われますように、前回調査から一定の成果があったものと捉えておりますが、わからないと回答された方は約20%ふえております。この20%ふえた要因が何なのかは、今回の調査の設問だけでは掘り下げて分析することはできませんが、部落差別問題研修を受講された方とされていない方では結婚問題についてわからないと回答された比率が、受講されている方は約21%、受講されていない方は約41%と、明らかに受講された方と受講されていない方の間に結婚問題に対する意識の違いが出ております。そのため、地道ではございますが、啓発や研修、講演会などを繰り返し実施していくことが大切であると考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

そうですね。受講されていない方のほうが多いですね。今後、そういった研修や講演会に多くの市民が参加していただくために、本市として何ができるのか、どのような取り組みが効果があるのか、先ほど部長の答弁にありましたように、地道な活動ではありますけれども、継続は力なりという言葉がありますので、引き続きの取り組みを、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次は、今度はちょっと職員の人権問題の意識調査について、何点か質問させていただきますが、昨年12月に職員の意識調査を実施するとしていたが、いつ、どのような内容で実施したのかお答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市職員の人権問題に関する意識調査は、平成25年に実施した意識調査から7年が経過することから、令和元年12月23日から令和2年1月20日にかけて、市職員837名を対象に、部落差別問題を初めとする人権問題についての意識調査を実施いたしております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

それでは、市職員の意識調査、7年ぶりだったんですね、知らなかったです。課題と問題点はどうのようなものがあつたのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

前回の調査結果と比較いたしまして、差別意識や偏見を持つ市職員が減少しておりましたが、わからないという回答が増加していました。これは多様性を認める社会性の進展とともに、さまざまな考え方を尊重する意識が広がってきていることが影響している一方で、自分の問題として人権問題をどう捉えているかが今後の課題として挙げられます。また、偏見や差別意識を持っていないと認識しながらも、状況や場面によっては、自分の中で偏見や差別意識が生じ得る可能性についても意識させることが重要であると考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

課題と問題点の把握が大体できたようですが、これをもとに、では次にどのような取り組みをしようと思っていますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

令和2年度の職員研修では、研修講師に職員意識調査の結果を共有することで、課題となっている部分の強化を図る研修内容といたしました。全職員研修及び職場内人権推進員研修では、市職員として特に必要とされる人権問題に対する正しい認識や知識と、法令の認識状況や部落差別の実態等について研修する内容といたしました。また、新規採用職員研修におきましては、人権問題を知ること、考えること、交流することと題して、多様化する人権問題に気づき、適切な対応ができる職員の育成を図る内容といたしたところでございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

わかりました。では、今後の職員の研修について、どのようにこれを効率的・効果的に活用するのか、よろしくお願いします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

市職員の意識調査の結果では、前回の調査結果に比べ、市職員の人権意識の理解度に一定の成果が見られるものの、全ての人権問題に関する意識改革の達成には至っておりません。人権侵害につながる問題は許されざることであると明確に認識できるよう、より一層人権意識を向上させ、市職員として業務や日常生活における身近な人権問題に気づくことができる人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

まず、職員の人権の意識については一定の成果が見られるというものの、意識改革では、まだまだ至っていないというふうに私も受け取りました。今後も職員の業務や日常生活における人権問題に関する人材育成の取り組みを、引き続き行っていただくよう強く要望しておきます。

次は、本人通知制度について少し質問したいというふうに思いますが、近年、個人情報の不正取得が頻発しています。2011年11月には、戸籍謄本等の大量不正取得事件が発覚し、本市でも9件の不正取得があったようです。本市では2011年2月から不正取得発覚後の本人通知制度の実施、さらに、2013年10月から事前登録型の本人通知制度を実施しておりますけれども、本制度の登録率というのはどれぐらいあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本制度への登録率につきましては、11月末現在で2.4%、3045人の方が登録をされております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

過去、私が質疑したときは1%だったので、ちょっと上がりましたね。登録率が2.4%ということですが、県下での状況はどういうふうなことでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

福岡県では事前登録型本人通知制度につきましては、本市を含め13市10町1村、計24自治体で実施をいたしております。登録率につきましては、直近のデータで令和2年3月末現在、13市のうち、飯塚市が一番高い率となっております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

県下の市では登録率が一番高いということですね、わかりました。それでは、本制度の普及について、どのような取り組みを行っておられますか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、実施できてない取り組みもございますが、例年の主な取り組みをご紹介します。市民全体に対しては、市報への掲載を年3回、市民窓口用封筒に記事を掲載、人権研修等での制度説明及び申請書・ポスターの配布、また、市窓口にて転入、転居者に対しましてチラシの配布、本庁舎モニターにおきまして、本人通知制度の登録の呼びかけを放映いたしております。また、イオン穂波店での周知活動を実施いたしております。飯塚市職員に対しましては、部次長会議や所属長会議での所属課職員への登録のお願い、庁内掲示板への掲載、新規採用職員研修会での説明。その他としましては、自治会連合会理事会での説明、また国への要望、八士業への周知、学校長会議にて所属教職員の方への登録のお願い等を実施いたしまして、普及促進に取り組んでおるところでございます。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

多目的に取り組んでいただいているということで感謝を申し上げますけれども、この本人通知制度は重大な人権侵害につながる身元調査を抑制するために、登録型ではなくて、本来、全市民対象の本人通知制度として進めていくべきではないかというふうに考えますけれども、このことについて、何かご見解があればお答えください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

事前登録型本人通知制度の登録資格につきましては、全市民が対象であり、登録者数も増加している傾向でございます。本制度導入以降、本市において不正取得は発生していないことから、本制度が不正な請求を抑止するとともに、個人の権利の侵害の防止が図られているところでございます。しかしながら、本制度につきましては、もっと多くの市民の方に知っていただき、ご理解をいただかねばならないとも考えております。このため、さらに普及への取り組みを強化し、人権・同和政策課を初め、関係課と連携しながら、制度の普及促進をさらに深めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

そうですね。ぜひ、広く市民にこの制度をご理解いただいて、もっと上げていきたいと思いますが、この本人通知制度がそういった戸籍謄本等の不正請求の抑止や早期発見及び個人の権利侵害の防止に大変効力がある制度というふうに考えます。本制度の周知徹底を図り、多くの市民の方がこの制度の趣旨を十分理解していただいて、利用できるように強く要望して、この質問を終わりたいというふうに思います。

次ですけれども、この差別問題について、教育的役割は大変高いというふうに思います。教育委員会のほうに質問します。先ほどの市民意識調査からも、部落差別解消に教育の果たす役割は大きいというふうに考えます。特に子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育において、法の下での平等なり、個人の尊厳といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、こうした発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な取り組みを推進していく必要があるというふうに思います。そこで現在、小中学校において、この部落差別解消教育としてどのような取り組みが行われているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

人権教育の推進のためには、児童生徒にみずからを律しつつ、他人とも協調しながら、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育てることが大切だと考えております。そのために、小中学校では人権教育の指導の重点や具体策を示した全体計画を立てるとともに、人権教育の年間指導計画を立て、学校教育活動全体を通して、人権教育を意図的・計画的に推進いたしております。部落差別につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律、また市の条例、市民意識調査からも明らかなように、学校教育の果たす役割は大きいと認識いたしております。そこで各学校では、人権を尊重する心、正義感や公平さを重んじる心、命を大切にする心、他者との共生といった他者を思いやる心を育てるとともに、部落差別について知り、部落差別について正しい認識を持ち、差別をしない、させない児童生徒の育成を図っております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

この部落差別について知り、部落差別について正しく認識を持つことができるようにということで、何点か回答がありましたけれども、指導しているというふうに言われましたけれど、具体的にどのような指導を行っているのか、わかればお答えください。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

具体的には、小中学校の社会科歴史分野で江戸時代の身分制度や明治時代以降の解放令、水平社結成などを学習する場面で、部落差別の成立や差別の構造、部落差別を解消するための運動等について、教科書の内容に沿って学習いたしております。また、憲法について学習する中で、全ての人が幸せに生きるためには、憲法の基本理念である基本的人権の尊重が重要であり、お互いの人権を尊重し合う社会をつくる努力をしていくことが大切であることを学習いたしております。また、部落差別の解消に向けて、中学校では、結婚差別や就職差別等、現実にある部落差別について学び、部落差別を許さない児童生徒の育成を図っております。これらの学習が意図的・計画的に行われ、効果的な指導とするために、学校教育課の学校人権教育室が年3回、各学校を訪問いたしまして、取り組み状況を把握して指導を行っております。また、授業を実際に参観して、具体的な授業内容についても指導するとともに、学校が組織的に取り組むことができるように助

言いたしております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

児童生徒がこの部落差別について正しく理解をし、認識を深め、偏見や差別意識の解消を目指すとともに、実践力を高めるために、ぜひ部落史研究の成果を踏まえた今日的な課題を取り入れたりするなどの学習内容、方法、それから工夫、改善に努めていただいて、人権学習の充実を今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、飯塚市として、部落差別を初めあらゆる差別の解消の推進を基本とした、人権のまちづくり飯塚に向けた取り組みとして、ぜひ、最後は片峯市長のこの決意を聞きたいと思いますが、市長、答弁はよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今や、偏見や差別はインターネットを通じて、素早く、そして世界に発信、拡散され、取り消すことのできない事態に陥ります。また発信した人は匿名性の強いインターネットであることから、その書き込みが無責任になりがちになることも事実でございます。そのため、一人一人の人権意識の向上がますます重要だと認識するものでございます。そのような中、質問者が言われますように、本市においては、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例を平成30年4月から施行し、あらゆる差別の解消に向けた施策を推進し、人権のまちづくりを進めております。人権を大切にする市民協働のまちづくりは、本市のまちづくりの基本理念の一つであり、部落差別を初めあらゆる差別の解消に向け、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

市長から一言いただくと本当に助かるんですけども、ぜひ市長、一言よろしくお願ひします。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま市民協働部長のほうから、今の新たな差別のあり方、そして拡散、無責任になりがちで広がっていくという点について指摘がありました。まさに途中で質問者もご指摘がありました、コロナ禍における感染者等への差別が、まさにこうであったというように私も認識をしております。本市が制定しております条例をもとに、子どもたちも含め、市民一人一人が人権意識を向上させることが、本市が目指します人権を大切にしまちづくり、そして共生社会実現に寄与するものだと思っておりますので、今後ともさまざまな施策の根底に据え、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

11番 田中武春議員。

○11番（田中武春）

終わりになりますけれども、部落差別を初めあらゆる差別のないまちづくりは、市民一人一人の人権が大切にされ、人権尊重のまち飯塚市を推し進めていかなければならないというふうに考えます。ことしの流行語である3密ではありませんけれども、市民・行政・議会の3つが密に協力をしながら、この人権を大切にする市民協働型のまちづくりのため、今後とも引き続き、取り

組みの強化をよろしくお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。16番 吉松信之議員に発言を許します。16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

吉松です。よろしくお願いいたします。事前通告に従って、災害時の対策について質問いたします。前回の一般質問で、「歳歳年年災害は同じからず」と申し上げました。災害が毎年毎年その姿を変えて脅威を増しています。それに対し我々も、そして行政もまた「年年歳歳相似たり」では、あってはならないと申し上げておりました。災害対応については、市長から全職員の皆さんまで、飯塚市地域防災計画によりまして、災害に対する役割分担が全て決まっております。つまり、市役所の総合力が試されているわけでございます。もちろん災害に対して被害を最小限にとどめるという手段としては、何が最も有効であるかといえ、自分の身は自分で守る、これが究極の防災であると思います。それが避難ということにつながると考えております。

そんな中で、ことし9月6日、7日に台風10号が九州北部に接近いたしました。この台風10号については、気象庁より伊勢湾台風並みに発達して、数十年に一度の特別警報を発表する可能性が高く、甚大な被害が予想されるという発表がありまして、報道機関も大々的に取り上げておりました。そのような状況でありましたから、大勢の方が避難されたわけですが、避難ということに関しましては、またとない経験、体験になったと思っております。ゆえに今回、台風10号に対する避難状況について、細かいところまで質問いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、飯塚市地域防災計画につきましては、以後の質問は「防災計画」と表現させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではまず初めに、現在、本市の指定緊急避難場所及び指定避難所が何カ所あるか教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市地域防災計画に記載しております本市の指定緊急避難場所及び指定避難所は、合計で72カ所でございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

72カ所ということですが、72カ所の避難所の収容人員は、どれぐらいになっていますでしょうか。また、新型コロナウイルス感染症対策のもとでございますので、3密を避けるためということで、当然、収容人員は減少していると思いますが、どれぐらいになっているか、その2つをお答え願います。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

収容人員につきましては、各施設の全ての居室等を利用する場合を想定して試算しておりますので、72カ所で合計約4万人となっております。また、新型コロナウイルス感染症対策下では3密を避けるため、1人当たりの避難スペースを確保する観点から、通常の収容人数に比べて、4分の1程度となっております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

4分の1になっているということですが、もっと具体的にわかりやすく数字を言ってもらえばよかったと思いますが、私のほうで言いますと、4分の1ですから現在の収容人員は1万人ということになると思いますが、今回、台風10号に対して、本市の避難状況がどうであったか、時系列で教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

失礼しました。4分の1で1万人、おっしゃるとおりでございます。台風10号の接近に伴い、9月6日14時に市内全域に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、市内38カ所の避難所を開設いたしました。その後、6日16時に4カ所、18時に1カ所を追加開設し、最終的には合計で43カ所の避難所を開設いたしました。この間の避難者数につきましては、6日22時で最大888世帯、1632名の方が避難されておりました。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ただいまの答弁では当初、避難所を38カ所開設して、その後に5カ所追加開設をされた。これについては、ことしの6月定例会で私の質問に対して、新型コロナウイルス対策として、指定緊急避難所以外の避難所27施設を緊急避難所として合計47施設開設するように、今年度は対応するところでございますと回答をされておりましたが、なぜ今回は最初から47カ所の開設をしなかったのでしょうか。その理由を説明してください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

台風10号につきましては、9月2日11時の気象庁発表時点で、今後特別警報級に発達するおそれがありましたことから、本市としましては、9月3日に避難所班関係会議を開催し、翌日の4日金曜日には、週末の土日の職員配備体制や避難に関する情報の発令時刻などについて班長会議を行い、台風接近・通過が日曜日から月曜日にかけてであったため、公共施設を中心とした38カ所の避難所を開設するよう決定いたしました。しかしながら当日台風が接近するにつれ、避難所に関する問い合わせが多くなり、収容人員を超過するおそれがある避難所もあったことから、さらに5カ所を追加開設したものでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

土日であったというようなことですが、市民本意の開設というよりも、それは役所の都合で開設したということではないのでしょうか。まず、職員の配備体制を考えて38カ所にして、市民からの問い合わせが多くあったので4カ所追加して、さらに満員になる避難所が出たから1カ所追加したということですから、こういう小出しのやり方は、通常の業務ならば経費削減ということでもいいかもしれませんけれども、災害の場合は反対に空振り覚悟で最初から47カ所にする

というような、そんな発想の転換が必要ではなかろうかと思います。それでは今回、一旦避難所に避難された方が、収容人員を超えたということで他の避難所に移動したケースはありましたか。そのようなケースがあった場合には、その理由もあわせてお答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

収容人数を超えることがある程度わかった段階で追加開設を決めましたので、一度、ある避難所に避難された方を他の避難所に移動したようなケースはございませんでした。ただし、避難所の収容人数が満員となった後に、その避難所に避難された方がいらっしゃいましたので、その方につきましては、追加開設した避難所をご案内し、ご自身で避難していただいたところでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

今、満員の避難所に後から避難して来られた方には、追加で開設した避難所を案内してご自身で避難していただいたところでございますと、さらりと言われましたけれども、恐らくそれは歩いて来られた方ではなかったろうと思います。でなければ、歩いて来た方に別のところに行ってくださいというようなことはとんでもないことだと思います。車で恐らく来られた方でしょうけれども、車で来られた方についても災害時に移動するという行為は、非常に危険な行為でありますので、こういう状況になった場合どう対応するか、危機管理としてぜひ検討していただきたいと思います。また、収容人数を超えることがある程度わかった段階で、追加開設を決めたということですが、1つの避難所に多くの避難者が来られたというような避難者の偏りはなかったでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

避難所の施設規模によって、当然ながら収容人員が異なります。地域によって避難者数も異なりますので、一概には言えませんが、当初開設する避難所につきましては、事前に市のホームページに公表するなどして、分散した避難を呼びかけたことから、避難所に対する避難者の偏りはそれほどなかったと認識しております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

避難者の偏りはそれほどなかったということで本当によかったと思いますが、それほどというのがどれほどか、ちょっと気にかかる場所ですけれども、今回の台風10号で九州電力によりますと、9月7日9時現在で、明星寺、秋松、椿、弁分、南尾、楽市地区で2880戸の停電があったということですが、これらの地域で停電した避難所はなかったでしょうか。また、そのような事態が発生して、非常用電源を活用したというような事例はありませんでしたか。また、以前にも私と同僚議員が非常電源の確保として、電気自動車の活用について質問をいたしていましたが、改めて電気自動車の導入は検討されているのでしょうか、あわせてお答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

今回の台風10号は、本市最接近時点では、勢力を弱めていたことと、予想より西側に進路がそれたことから、幸いにして大きな被害がございませんでした。各避難所においても停電は確認

されておりませんので、非常用電源は使用しておりません。市としましても、停電等の事態に備えた非常用電源確保のため、先日、建設機械レンタルサービスを行う株式会社アクティオと「災害時における資機材供給に関する協定」を締結し、災害時には避難所運営に必要となる冷暖房機器や発電機などを優先供給していただけることとなっております。また、今後とも電気自動車の購入も含め、さまざまな手段を検討し、非常用電源の確保に努めてまいります。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

幸い非常用電源を使わなかったということですが、災害に停電はつきものです。停電したら大変なことになります。ただいまの答弁のように、企業との協定を締結するというように不断の努力をされているということは評価をいたしますが、それでもまだ停電時でも電気が使える避難所は、たしか11カ所だと思います。確かに発電・蓄電設備を整備していくというのはメンテナンスも含めると大変な経費がかかると思います。難しいことであると思いますが、避難所での非常用電源設備については、防災計画にも整備するように明記してあるところがございます。知恵を出していただきたいと思います。そんな中で福岡市は11月24日に避難所の停電対策として、電気自動車から電力を供給するための機械・機器を本年度から2年をかけて、計166カ所に整備すると発表しました。経済産業省は2030年代半ばまでに新車販売を全て電動車にする方針を発表しました。このような先取りの精神も大切であります。何が言いたいかといえば、公用車の経費をできるだけ削減したいという考え方は理解できますが、発想の転換として公用車と発電・蓄電を別々の経費と考えずに、公用車と発電・蓄電の両方の機能を兼ね備えた電気自動車を導入すれば、一石二鳥ではないでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、避難所における空調設備についてお伺いします。風水害はおおむね暑い時期に起こります。避難所内の気温も上昇して、熱中症も懸念されるところでございます。開設した避難所には空調設備の整っていないところもあったと思いますが、今回の台風10号においては、どのような状況であったのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

ことは避難所における新型コロナウイルスへの感染対策が必要となりましたことから、当初から通常では災害状況に応じて、段階的に開設している避難所ではありますが、指定緊急避難場所以外の指定避難所27施設を指定緊急避難所として、合計47施設を開設するように準備を進めてまいりました。実際に台風10号においては、この47カ所のうち43カ所を開設したところでございます。さらに各避難所においても利用可能な居室を可能な限り多く確保するとともに、それぞれの居室の収容人数や空調設備の有無等を調査して、施設管理者等と事前に打ち合わせを行い、空調設備のある居室から優先して避難の受け入れなどを行うなど決めておりましたことから、空調に関しましても各避難所において特段の問題はなかったと認識しております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

本市では、小中学校の空調設備を前倒しで整備したと。これは本当にありがたいことだと思っております。しかしながら、体育館等の大空間の空調については、非常に厳しい状況であると思いますが、代替案を含めて、常に考えておかねばならないことだと思っております。そのような中で、内閣官房がかじ取りをいたします国土強靱化基本計画では、2019年度から災害時における備蓄燃料として石油に加えて、LPガスが新たに明記されることとなりました。これはとりもなおさず、災害時にはLPガスが有効であるというあかしであると思っております。熊本市は熊本震

災後の公立学校の空調は100%ガス空調を導入して、自治体の重要施設や多くの医療機関、福祉施設もガス空調にしております。2020年現在、福岡市や北九州市の学校でも約80%がガス空調であります。飯塚市では、これからのことになりましても、避難所に限らず市の施設全般において、空調のあり方も災害とリンクして検討するというのも一つであると思います。避難所の環境でございますけれども、以前同僚議員の質問の際、市は避難所における情報収集として、避難所へのWi-Fiの整備を検討する予定ということをおっしゃっていただきましたけれども、避難者にとって避難所での大容量の情報は大変重要であります。現在の状況を教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員が言われますように、避難所における情報収集の手段として、市としましても、避難所へのWi-Fiの整備について検討を進めてまいりました。本市が今年度、指定緊急避難場所として指定している施設は32施設で、このうち17施設にWi-Fi環境が整備されておりますので、残り15施設が整備されていない状況であります。また、今年度に持ち運び型のポケットWi-Fi5台を購入しましたので、10施設分の避難所が整備されていないこととなります。質問議員がおっしゃいますように、さきの本会議でもこの内容につきましては、ご質問に対し答弁をさせていただいたところでございますが、今後につきましては、早急に全ての避難所にWi-Fi環境が整備できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

はい、ぜひお願いいたします。続いて分散避難について質問いたします。ことしは新型コロナウイルス感染症が流行して、避難所内での感染リスクもテレビ等で大きく報じられておりましたが、そこで、市として分散避難について周知または広報などを行ったでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

ことしは新型コロナウイルス感染症の流行という中での避難となりますことから、市といたしましても、市報掲載や全戸配付、隣組回覧などを通じて分散避難のお願いを行ってまいりました。具体的にはまず初めに、ハザードマップで自宅の危険性を確認していただくこと。次に、避難の際には避難所における3密を防ぐため、自宅が安全な場合には自宅にとどまる自宅避難、親戚や知人宅、ホテルなどへの避難、車で安全な場所へ行き難を避けるなどの避難を検討していただくこと、最後に避難所に避難される場合には、可能な限り必要な物を各自で持参することをお願いしてきたところでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

はい、わかりました。分散避難による避難先としてホテル、旅館等を避難場所とすれば、避難者も多くの避難所があつて安心できると思いますが、今回そのような検討はなされましたでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

先ほどの答弁と重複いたしますが、避難所における密を防ぐため、災害時に避難が必要な方に対しましては、可能な限り親戚や知人宅に避難していただくように、市報等により周知してきた

ところでございます。また通常では、災害状況に応じて段階的に開設している避難所がありますが、今年度は特別に指定緊急避難場所以外の指定避難所、27施設を緊急避難所として、合計47施設開設して対応をするようにしておりました。これにあわせまして、この施設内でも使用できる部屋等を最大限活用しているため、指定避難場所以外の確保は考えておりませんでした。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

相手が民間ということで難しいところはあるかと思いますが、マスコミの情報ではホテル、旅館は満室であったと聞いております。その点について、市では個人でホテル、旅館等を利用されたケースを把握しておられますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

ホテル、旅館等の利用状況につきましては、市としては詳しく把握はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

それは、なぜ把握をしていないんですか。教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

これにつきましては、自主的にホテル、旅館等に避難されてあること。また、宿泊された方が何の目的で宿泊されたのかは個人のプライバシーに当たると思われますので、把握はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

把握は困難だということですが、私はいずれ、このような統計もとらざるを得ないような時代が来るのではなかろうかと思っております。

それでは、車中で避難をされたケースについて、お尋ねいたします。防災計画では救援措置等の関係から車中避難者の把握については、最寄りの避難所、被災者台帳で状況を把握するとなっておりますが、市としては把握しておられますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

車中避難につきましては、開設した避難所の駐車場にて車中避難をされる場合には、その避難所において避難の受け付けを行うようにしております。今回の台風10号につきましては、車中避難はかえって危険でありましたことから、車中避難のケースについての報告はありませんでしたので把握はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

車中避難はかえって危険だということですが、反対に家よりも車のほうが安全で、ペットがいる方など、何らかの事情のある方は避難所に入らずに、車中避難した方が必ずいたはずだと思っております。そういったことは、なかなか把握しづらいと思っておりますけれども、いずれにしても防

災計画に明記してある限りは事前に広報しておくとか、例えば駐車場の入り口に車中避難する場合は避難所へ連絡をするようにと掲示をするようなことなど、何らかの方法を検討する必要があると思っております。その関連になりますけれども、災害時には、避難所利用者名簿を作成するという事になってはいますが、今回、名簿は作成されたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

災害時に避難所を開設した際には、避難所運営マニュアルに基づき、各避難所に受付を設置し、避難された方一人一人の受け付けを行い、名簿を作成することとなっており、今回のマニュアルに基づき名簿は作成いたしております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

先ほどの答弁では最大で1632の方が避難されていたということでしたが、避難所の運営は適切、順調に行われたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

ことは新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営が必要となりましたことから、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成するとともに、避難所運営職員に対して研修等を行うなどしてまいりました。またマスク、ビニール手袋、ゴミ袋、手指消毒用消毒液、ペーパータオル、フェイスシールド、体温計、雨がっぱなどを準備し、各避難所に配付するとともに、職員に対してはマスクと手袋を着用させ、受け付け時の検温、手指消毒の徹底、定期的な避難所内の換気や消毒、清掃など環境衛生に努めてまいりましたことから、大きな混乱はなく避難所運営ができたものと考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

大きな混乱はなかったということですが、それでは小さな混乱はあったということでしょうか、その小さなことに大きなヒントが隠れているかもしれませんので、注意を怠りなくしていただきたいと思えます。

それでは、避難所運営の支援体制についてはいかがでしたでしょうか。また、避難所運営の留意事項というのがありますが、それは守られていたでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

避難所運営にはマスクの着用、手指消毒、検温の徹底、定期的な避難所内の換気など、避難者の方の協力が不可欠であることから、避難者に協力を呼びかけるチラシを避難所内に掲示いたしました。避難者の協力もありまして、これらの事項についても大きな混乱がなく、避難所運営ができたものと考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

これも大きな混乱はなかったということでしたが、防災計画の避難所の留意事項にはプライバシーの保持、ペットの問題、体調不良の方の対応、携帯電話の充電器のことと、いろんなことが書い

てあります。おおむね良好だったということは皆さんが頑張られたと思いますけれども、どうも先ほど来の答弁では、正常性バイアスがかかっているのではなかろうかという感じを受けざるを得ませんけれども、今回の台風10号に対して、市のほうで振り返り訓練、検証をされたと聞いておりますが、その中で避難所運営職員の人員数について検証されたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

今回の台風10号につきましては、11月20日に振り返りの検証会を実施いたしております。この中で、質問議員が言われますように、避難所運営職員の人員不足は課題として取り上げられたところでございます。災害対応には避難所や情報収集、市民の方からの問い合わせ対応など、さまざまな分野で人員が必要となることから、今後も引き続き、避難所運営における職員の確保及び職員が不足する場合の代替手段の確保について協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

検証の中で人員の不足が課題になったということですが、私は防災計画のとおりによれば、職員は絶対に不足するだろうと思います。裏を返せば、それだけ防災計画が災害全般を網羅している立派なものだということなんですが、だからこそ職員が不足している場合の代替手段の確保ということは、幾ら協議を重ねたところで、なかなか難しい問題だろうと思っております。それでは、災害が発生した際、実際に本市の指定避難所には遠くて歩いていけないという方がおられると思います。いや、実際おられます。防災計画では、市民が自主避難をするときは、地区避難所、自治会等が開設する自治公民館等を使用するとなっておりますが、指定避難所以外の避難所について把握をしていますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

指定避難所以外の避難所として各自治会公民館等の地区避難所がありますが、災害時にこれらの地区避難所への実際の避難状況につきましては、現在把握いたしておりません。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

把握していませんと簡単に言われましたけれども、今回も多くの自治公民館等に自主避難された方がおられます。防災計画では、これらの地区避難所について、避難所が不足した場合は、立地条件や施設の安全性を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設を臨時に避難所として位置づけることができるものとなっております。今回、自治公民館等の避難状況を把握していないということは、避難所として位置づけをしなかったと。そういうことにほかならないと思いますが、そのとおりでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員が言われますとおり、地域防災計画では避難所の不足が生じた場合は臨時的に避難所として位置づけることができるとなっております。しかしながら、今回の台風時の避難では、本市が指定する避難所で充足できるとの考えがありましたので、臨時の位置づけは行っておりません。また、地区避難所は各自治会公民館等であることから、指定避難所として指定しますと、かなりの数の指定避難所数がふえ、開設する際には、市職員を配備する必要がある、地区避難所

を指定することは非常に難しいことであると考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

地区避難所については、今は指定することは難しいことではないかと、これは理解できます。しかし位置づけについては、今回は位置づけすべきだったとっております。救援措置等の関係から地区避難所の状況は、絶対必要な状況だと思います。情報の収集は不可欠であろうと思えます。例えば、今回自治公民館を地区避難所として開設した場合に、自治会長さんあたりにその情報の入れ方等々を体験していただければ、今後の対応にも非常に役に立ったのではないかとっております。ぜひ空振り覚悟というよりも、ふんどしを引き締めてやっていただきたいと思えます。

それでは関連して、避難所の指定についてお尋ねいたします。防災計画では、市は安全性、収容能力、近接性等を総合的に考慮して適切な施設を指定するとなっております。では、本市の指定避難所で民間の施設や国、県の施設の指定状況を教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

民間の施設といたしましては、近畿大学九州短期大学、株式会社福岡ソフトウェアセンター、飯塚市福祉センター伊川の郷、クラブハウス4支店、筑豊緊急物資輸送センターの8施設、また国、県の施設では、九州工業大学、嘉穂高等学校、嘉穂東高等学校の3施設を指定しております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

合計で11カ所ということで、これは大変ありがたいことだと思います。それに加えて、これは地域の方からの声でもあるんですが、鶴三緒地区の多くは洪水浸水想定地域になっていますけれども、ここに指定避難所がないということで筑豊自動車運転免許試験場に相談するとか、また、さらに同じく洪水浸水想定地域にあります堀池、菰田西地区にはやはり指定避難所がありません。今回、ゆめタウンとの立地協定書が締結されたということですから、その中に、これはどうなるかわかりませんが、地域の防災に関することという項目があるはずでございますので、大型ショッピングモールの新しいあり方として、地域の避難所機能を有するショッピングモールはどうだというふうな提案をしていくというような発想もしていただいて、今後も避難所指定について取り組んでいただきたいと思えます。

それでは同じような避難所ですけれども、福祉避難所についてお聞きします。内閣府から平成28年4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が出ておりますが、福祉避難所の役割やその活用についてお伺いします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの福祉避難所の役割でございますが、災害対策基本法施行令第20条の6第5項で、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するものを滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること」となっております。このように、高齢者や障がい者及び妊産婦の方々等、災害発生時に一般の指定避難所等での避難生活が著しく困難な方々に対しまして、介護に必要な施設整備や、福祉の専門的知識を有するスタッフを配置し、専門的

支援を可能とすることが福祉避難所の役割でございます。また、その活用でございますが、大規模災害時において、福祉避難所の被害状況や受け入れ可能人数等の把握をし、受け入れが可能な施設について、災害対策本部から開設指示を受けた後、一時避難所に配置されました市職員による対象者の緊急度、必要度を判定するトリアージを行い、必要な方を順次、福祉避難所のほうへ移送することとなります。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

福祉避難所の対象者には、一時避難所で必要度を判定するトリアージを行うということですが、11月12日の西日本新聞に小竹町が福祉避難所について、受け入れ対象となっている人が一般の避難所を経由せず、直接福祉避難所に行けるように準備すると掲載されておりました。これは、本市ではどういうふうを考えておられますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

小竹町に確認をしましたところ、福祉避難所の開設のための協定を4法人と締結をされておりますが、詳細については今後、法人側と協議していくようでございます。今後の小竹町の動きも注視し、本市と同規模のほかの先進自治体を調査研究しながら、本市でも可能であるかどうかの判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

トリアージをしないでということは難しいかもしれませんが、本当に障がい者の方々のことを考えていただきたいと思っております。では、市内に何カ所ぐらい福祉避難所があるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

現在、本市の福祉避難所の指定状況につきましては、高齢者施設が19施設、障がい者施設が8施設ございまして、合わせて27施設を福祉避難所として指定しております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

では、その福祉避難所を利用するであろう避難行動要支援者の人数についてお伺いします。高齢者の要支援者と障がい者の要支援者を区分して人数がわかりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

避難行動要支援者の人数でございますが、令和2年11月末日現在で6188人でございます。その内訳としまして、高齢の要支援者の方々が5261人、障がいがある要支援者の方が927人でございます。なお、高齢の障がいのある要支援者につきましては、障がい者のほうに含めております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

6188人のうち、どれくらいの方が避難すると想定していますか、教えてください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

想定するのは非常に難しゅうございますが、災害が起きて避難する要支援者の数は、洪水浸水想定区域にお住まいの方々、1468人おいでですが、それから土砂災害警戒区域にお住まいの方々が267人でございますので、この方々が想定をされるところでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

では、今回の台風10号の災害で、福祉避難所を開設したかどうか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

今回の台風10号の災害では、福祉避難所の開設はしておりません。ただし、指定避難所から要介護状態の方の避難情報がございましたので、指定避難所より介護事業所での対応が望ましいと思われた数名の方に対しまして、避難行動支援班が介護事業所へ連絡調整を行い、ショートステイ利用として、特別養護老人ホームへの搬送を行っております。なお、今後につきましては福祉避難所の役割など、市民の方々にも十分ご理解をいただけるよう、適切な周知が必要であると考えておりますので、周知対象者や広報等についても十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

自分の身は自分で守るとというのが原則でしょうけれども、災害弱者の方はどうしても共助、公助が必要になります。このことをしっかりと検討していただきたいし、私も勉強してまいりますのでよろしく願いいたします。

それではまた総務部長の答弁になると思いますが、避難所運営ゲームHUGについてお尋ねいたします。HUGは「避難所」、「運営」、「ゲーム」の頭文字を取ったもので、英語で抱きしめるという意味も含んでおります。避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名づけられたものですが、NHKの「おはよう日本」の10月12日放送ですが、こういうこともありましたので全国的にも評判になっておりますが、その内容と本市の取り組みについて説明を願います。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

避難所運営ゲームHUGとは、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所となる体育館や交流センターに見立てた平面図に、どれだけ適切に配置できるか、避難所で起きるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームであります。本市でも既にHUGを導入し、避難所運営職員への研修、地域防災リーダー研修、希望する自治会等での研修においても活用しているところでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

本市でもHUGを導入してあるということで、本当に私もそれは知りませんでしたけれど、い

いことだと。これをしっかりやっていただきたいと思います。それで時間も残りなくなってきましたので、災害時の対応策について、るる質問をしてまいりましたが、防災は一日にしてならず、日ごろの準備、隣近所の声かけも必要です。今回は台風でしたけれども、災害は豪雨もあれば、地震もあります。高齢者への配慮、障がい者への配慮、女性への配慮、ペットと衛生管理、子どもの居場所、外国人への対応、避難所以外の避難者の対応と避難に正解はあるのかというほど難しい対応を迫られる中、さらに今は、新型コロナウイルス対策が重なった状況でありますから、まさに人員不足は火を見るよりも明らかです。それでも災害対策基本法第5条に、市町村は当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有するとなっております。職員の皆様は平時と有事の2面の仕事で大変でございましょうが、職員として果たすべき役割、任務分担、これは飯塚市地域防災計画に明記されております。いざ災害となった場合には、これをしっかりと守って、飯塚市役所の総合力を発揮していただきたいと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。26番 佐藤清和議員に発言を許します。26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

それでは、通告に従い一般質問を行います。まずは、外国人技能実習生についてお尋ねいたします。さきの9月議会で同僚議員が、市内で生活している外国人についての質問をされておりました。私も企業の方からいろんなご意見をお聞きしており、特に外国人技能実習生についていろいろとお聞きしたい点がございますので、改めて質問をいたします。

我が国が先進国としての役割を果たしつつ、国際社会との調和ある発展を図っていくため、発展途上国等の経済発展を担う人づくりを目的として、2016年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が公布され、2017年11月1日に施行されました。さきの目的のほかに、我が国における少子高齢化による生産年齢人口が減少したことによるものであり、特にブルーカラーと呼ばれる製造業や建設業、農業などの業種におきまして直接従事する労働者、俗に言いますと、肉体労働者に当たる方たちの人手不足、きつい、汚い、危険など「3K職場」と言われている業種、そのような職場において、現在の若い世代が就職したがる。仮に就職しても、すぐ辞めてしまう。その結果、そこで生じた人手不足が深刻な問題となったことによるものであり、そこを補ってくれて、企業を支えているのが、外国人技能実習生たちであると私は思います。また、そのための外国人技能実習制度であると認識しております。現在、本市におきましても、多くの外国人が生活しておられると思います。その中に、先ほど申し上げました企業を支えている外国人技能実習生がどのくらいいるのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和2年10月末時点の情報となりますが、現在、40カ国より1481名の方が飯塚市に在留されております。そのうち技能実習生は292名となっております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

次に、技能実習生の国別がわかりましたら、お答えください。

○議長 (上野伸五)

経済部長。

○経済部長 (長谷川司)

292名のうち、ベトナムが229名で最多となっております。続いて、ミャンマーが21名、中国が19名、カンボジアが9名、インドネシアが9名、フィリピンが5名、以上6カ国、合計292名でございます。

○議長 (上野伸五)

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

新型コロナウイルス感染症の影響によって、本来、予定をしていたさまざまな取り組みが中止または延期となっている中で、国際政策課が所管する海外経済交流についても、事業の実施が厳しい状況だとは理解しています。本来であれば、本年度どのような取り組みを進めるつもりであったのか、また、コロナ禍においては、どのような取り組みを進めていこうと考えているのか、伺います。

○議長 (上野伸五)

経済部長。

○経済部長 (長谷川司)

本年度は、昨年度実施いたしました海外視察をもとに、関係機関や事業者との調整を進め、労働力不足の解消に向けた外国人材の活用及び市内事業者の販路拡大についての取り組みを行う計画でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、海外への往来は難しい状況であり、いずれの取り組みにつきましても実施できておりません。

また、コロナ禍における取り組みについてですが、九州経済産業局や福岡県、ジェトロなどの関係機関と協議を行いながら、オンライン形式での商談や、ベトナムのハノイに本年11月にグランドオープンいたしました九州プロモーションセンターを活用した事業展開など、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 (上野伸五)

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

本来予定していたことが実施できない状況はよくわかります。けれども、コロナ禍においてもできることはあるはずで、企業にとっては、国内需要の縮小によって、今からもっと苦しい経営状況になることも想定される中で、もし海外に販路拡大のチャンスがあるのであれば、それを行政が支援してくれるのであれば、今後、想定される経営状況の悪化を少なからずとも緩和することができるのではないかと思います。ぜひ、来年度以降の事業として取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、技能実習制度についてお尋ねいたします。市内で働く外国人、特に技能実習生が年々増加していることは存じております。そこで、もう一度確認のためにお聞きしますが、技能実習制度について簡潔にご説明ください。

○議長 (上野伸五)

経済部長。

○経済部長 (長谷川司)

技能実習制度は、日本で培われた技能、技術または知識を開発途上地域等へ移転を図り、当該地域の経済発展を担う人づくりに寄与することを目的として創設された制度でございます。また、

国際貢献を目的とする一方で、日本の労働力を補う重要な役割も担っております。現在、農業や漁業、建設業など82業種、150作業で受け入れを行っております。技能実習制度は1号から3号まであり、試験に合格することで、最長で5年間在留することが可能となっております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

先ほど市内で暮らす技能実習生が292人いるとのことでした。さきの9月議会で同僚議員が質問しておりました際に、技能実習生がどちらの企業で研修しているのか、全ての把握ができていない。そのため、今後、把握に努めていくという答弁があったと思います。私も同意見で、技能実習生の解雇や雇いどめの状況を把握しておくことが重要であり、もし解雇となってしまった際、収入を断たれ、遠い母国にも帰ることができずに途方に暮れることのないように、次の研修先を探すなど支援することが重要だと思います。これについても、さきの議会答弁の中で、外国人労働者の就労継続支援制度を活用して対応していくとのことでしたので、安心はしておりますが、そのためにも、まずは把握に取り組んでいただくべきだと思います。また、研修先の企業を把握することで、生活している地域がどこなのかも同時に把握することができます。技能実習生が生活する地域で、生活習慣や文化の違いによるトラブルが起きないように、地域住民にご理解していただいて、技能実習生が安心して暮らしていけるよう支援していくことも重要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

技能実習生の受け入れ企業の把握につきましては、現在、取り組みを進めているところでございます。また、技能実習生が生活している地域におきまして、今後、各自治会やまちづくり協議会などとの連携を図りながら、地域住民として受け入れていただき、技能実習生が安心して暮らしていけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

少子高齢化によって若者が減っている地域においても、若い技能実習生が地域に入ってきて、例えば清掃活動や地域の祭りなど、さまざまな事業等に参加していただければ、地域住民と技能実習生の双方にとって、お互いを理解し、助け合って生活していくこととなり、地域の活性化にもつながると思いますので、ぜひ取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、今後の方針についてお尋ねいたします。昨年、市長を初めとした訪問団が、ベトナム、ミャンマーを訪問して、現地の送り出し機関である日本語学校を訪れ、優秀な人材を飯塚市に送り出してもらえるよう協議されたとお聞きしております。技能実習生は、受け入れ側となる日本の監理団体を通してしか、受け入れができないこととなっております。技能実習生を受け入れている企業から話を伺いましたら、市内の監理団体ではなく、県外の長崎とか熊本などの監理団体を通して受け入れているとのことでした。そのため、技能実習生との相談等の支援については、毎月定例で行ってはいますが、緊急時の対応はどうしてもおくれるので困るという話をされました。そのようなデメリットがあるのであれば、市内の監理団体を通して受け入れすることで、緊急時などでも早急な対応が可能になるのではないかと思います。そこでお尋ねしますが、そもそも飯塚市内に監理団体はあるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

市内の監理団体ですが、3団体ございます。内訳といたしましては、市内に本部を設置している監理団体が2団体、本部は県外ですが、支部を市内に設置している監理団体が1団体、以上となっております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

市内に監理団体が3団体ある。その中に、市が優秀な人材を送り出していただけるよう協議した現地の送り出し機関と提携している監理団体はありますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

現時点ではございません。本来であれば、本年度、市内の監理団体との協議を進め、現地送り出し機関との連携を進めることといたしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、現地の送り出し機関である日本語学校が休校となり、全国的に技能実習生の受け入れがストップしてしまったことで、現地送り出し機関と市内の監理団体をつなげることができていない状況でございます。今後、本格的に技能実習生の受け入れが再開いたしましたら、双方をつなげ、市内の事業者に向けて周知を図りまして、企業支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

先ほども言いましたが、何かあればすぐに対応してくれる監理団体が市内にある。なおかつ、市が協議してきた現地の送り出し機関から優秀な人材を受け入れることで、企業にとっては安心感を得ることができます。ぜひ、企業支援のために取り組んでください。また、監理団体ですが、マスコミ報道等であるような技能実習生に対する労働関係法に抵触するような違法行為は絶対にしてはいけない。これは研修させる企業にとっても同様です。現地送り出し機関、監理団体、受け入れ企業のあくまでも民間同士の中で進んでいくことですので、市がどこまで介入できるかわかりませんが、やはり市として企業支援をされるのであれば、そのあたりをしっかりと取り組んでいただけるよう指導する必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

質問議員が言われますように、受け入れる側の企業におきまして、マスコミなどの報道にあるような労働関係法に抵触する違法行為はあってはなりません。また、昨年11月に視察いたしました現地の送り出し機関からも、そのようなことがない監理団体や企業にしか技能実習生を送り出すつもりはないとも言われております。現地の送り出し機関、そして日本側の監理団体において、そのようなことがないように一定のルールを決めていくことが重要だと考えております。行政として、しっかりと監理団体や企業における法令遵守の徹底周知を行うなど取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

先ほどから企業支援につきましては、技能実習生の解雇や雇いどめの把握に努めていただくことや、生活している地域住民の一員として受け入れていただき、技能実習生が安心して暮らしていけるよう地域理解を進めていくことが重要だと述べてまいりました。そのような取り組みを進めていくことで、技能実習生の受け入れが本格的に再開すれば、今後ますます飯塚市にも、さら

に多くの技能実習生がやって来ることと思います。

ここからは要望ですが、受け入れ先の企業によっては、企業が借り上げた家に住ませたり、勤め先の近くのアパートを管理する不動産仲介業者と交渉してシェアハウスとしての入居の承諾をいただくなど、努力されていると聞き及んでおります。であるならば、経済部所管ではないと思いますけれども、例えばですが、市営住宅の空き部屋の活用や、市内の点在している空き家の有効活用について、技能実習生などの外国人労働者の住まいとしても開放できるような取り組みを、市が支援することで、地域の理解も得やすいのではないかと思います。これは要望として、ぜひご検討していただきますようお願い申し上げます、この事項の質問は終わります。

続けていきます。認知症対策についてお伺いいたします。長寿社会の進展に伴い、高齢化が急速に進む我が国にあっては、認知症問題は避けて通ることができないことから、2015年に認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランが策定されました。この新オレンジプランでは、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進の中の権利擁護として、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的、計画的に推進していくこととあり、この成年後見制度の役割は重要な制度の一つとなっています。そこで、ことしは第7期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の最終年度であるとともに、次期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定の年でもあることから、成年後見制度についての質問をいたします。

成年後見制度は、ことしの4月で導入から20年が経過する中で、2016年に成年後見制度利用促進法が成立し、翌年にはこの法律に基づき成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたところです。さらに、昨年には認知症施策推進大綱の閣議決定と成年後見制度適正化法が成立し、成年被後見人等の欠格条項は原則として廃止され、成年後見制度の利用促進を図ることとされています。しかしながら、2015年には65歳以上の5人に1人が認知症や認知症の予備軍となると予測される中、成年後見制度の利用促進は進んでいないと言われていています。本市では、成年後見制度の市長申し立てだけでなく、認知症施策の推進として、平成21年度から認知症サポーター養成事業や運転免許証自主返納支援事業、認知症カフェ運営事業への支援、さらに認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業などに取り組みられ、そして今年度からは、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を始められ、認知症施策を推進されています。

そこで、まず最初に、認知症サポーター養成事業、運転免許証自主返納事業、認知症カフェ支援、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業について、どのように評価し、今後、どのように認知症施策を進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

認知症サポーター養成事業につきましては、平成21年度より開始し、年間1千人の養成を目標としておりますが、令和2年10月末現在では1万1229人の養成を行ってきております。また、一般のサポーター養成に加え、若い世代の方々に、少しでも認知症の正しい知識と関心を持っていただくことが、今後の共生社会の実現に向け非常に大切であると考えているため、特に小学生、中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の推進や、認知症教本を活用した取り組みを行っております。

次に、運転免許証自主返納支援事業につきましては、平成24年度より開始いたしましたが、令和2年10月末現在で1899人の方が、この制度を利用して免許証の自主返納をされております。

次に、認知症カフェ支援事業につきましては、平成27年度より開始し、これまでの間、新規開設や廃止もございましたが、現時点においては市内10カ所に設置をされております。

最後に、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業につきましては、令和2年10月末現在で118人が登録をされております。なお、令和2年7月より認知症高齢者等個人賠償責任保険

事業を開始したことに伴い、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の登録者についても連動して増加しているような状況でございます。今後、さらに高齢化が進む中において、認知症施策の推進は大変重要であると認識しておりますので、これからもより一層取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

答弁いただいたこれらの事業は、認知症高齢者の支援策として有効な施策であると思っておりますので、今後も引き続き取り組んでいただくよう要望いたします。

参考までに、今年度から取り組まれている認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の利用者は何人くらいおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

令和2年10月末現在でございますが、認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入者数は57人となっております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

過去に認知症高齢者の方が徘徊して線路内に入り、損害が発生したとして、本人だけでなく、その方の家族まで賠償請求をされたことがありました。裁判の結果、賠償請求は認められませんでした。第三者に損害を与えたときの備えとして重要な施策と思っておりますので、さらに事業の周知に努めていただきたいと思います。

さて、今期の高齢者保健福祉計画では、高齢者の権利擁護への取り組みの中で、成年後見制度について広く周知を行うとともに社会福祉協議会が実施している金銭管理等を支援する権利擁護事業についても周知と利用促進に努めるとあります。また、成年後見制度利用促進法や国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、庁内の地域福祉や障がい福祉所管課、さらに地域の関係機関と連携して、成年後見制度の利用促進に取り組むと記載されていますが、成年後見制度についての庁内の連携はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

成年後見制度の相談窓口、それから市長申し立ての事務については、社会・障がい者福祉課と高齢介護課で所管をしております。知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に基づくものを社会・障がい者福祉課、老人保健法に基づくものを高齢介護課で担当をしておりますが、知的障がいや精神障がいをお持ちの高齢者で、かつ生活保護を受給されている方もいらっしゃいますので、そのような場合には2課に生活支援課を加えるなど、関係各課で連携しながら柔軟に対応いたしております。また、成年後見制度の市長申し立ての可否判断を行うための判定会議につきましても、福祉部内で実施しておりますので、成年後見制度における一定の庁内連携はとれているものと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

次に、地域の関係機関と連携して成年後見制度の利用促進に取り組むとありますが、社協とはどのような連携がとれているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

飯塚市社会福祉協議会は、権利擁護センターを運営しておりますが、その運営審議会に社会・障がい者福祉課長並びに高齢介護課長が委員として参加をしていることもあり、常日ごろより飯塚市社会福祉協議会と連携しながら、権利擁護の推進に努めているところでございます。また、飯塚市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、これでは利用者がある程度の契約能力や判断能力を有していることが不可欠ではございますが、認知症等の進行により契約能力や判断能力が低下された方の成年後見制度申し立てに関する相談を市で受けるなど、飯塚市社会福祉協議会との緊密な連携に努めておるところでございます。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

それでは、社会福祉協議会以外での地域の関係機関とは、どのような機関があり、どのような連携をされているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを初め、介護保険の居宅介護支援事業所、市内外の医療機関などに加え、障がい者の関係では基幹相談支援センターなどからも成年後見制度についての相談を受けることが多いため、それぞれの案件に応じ、飯塚医師会、福岡県認知症医療センター、認知症の人と家族の会いづか等の関係機関とも、適切に連携をいたしておるところでございます。また、地域の関係機関同士の相互連携も活発に行われており、研修会等を通じ連携を深めていることにつながっております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

権利擁護の成年後見制度の利用促進のためには、庁内の連携と地域の関係機関との連携は重要な取り組みです。現在、社会福祉協議会には、本市の障がい者福祉業務経験者の方を派遣していることから、成年後見制度については十分熟知されていると思いますので、成年後見制度の利用促進のために、社協とはしっかり連携してください。また、冒頭で述べましたように、成年後見制度は今後ますます重要な施策の一つであることから、社協だけにとどまらず、地域の相談窓口である地域包括支援センターや民生委員さんの方たちとさらに連携を深めていただき、成年後見制度の周知と利用促進に努めていただきたいと思います。

次に、成年後見センターについてお尋ねいたします。これまで同僚議員から成年後見センターの設置に向けた取り組みについての質問が何度かあり、「今後は運営方法や人員配置、予算の問題等についての課題を検討する」と答弁されたと記憶していますが、これまでどのような検討をされてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

平成24年度から平成25年度にかけ、市民後見人養成講座基礎編及び市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修実践編、これを飯塚市社会福祉協議会に委託し実施をいたしておりました。同時に飯塚市社会福祉協議会より、将来に向けた成年後見センター、仮称でございますけど、この設置運営についても参画していきたいとの意向があっておりましたが、市民後見人養成講座

修了者の活躍の場を確保するめどが立たない状況であること、また、社会福祉協議会より、現状の体制では成年後見センターへの取り組みは、専門職の確保を含め困難であるとのことでございましたので、平成26年度より市民後見人養成講座の継続実施の見送りと合わせ、成年後見センター設置に向けた協議についても中止とならざるを得なかったというふうに聞いております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

成年後見センターの設置に向けた取り組みは進んでいないようであります。成年後見制度にかかわる周知啓発と利用促進は、行政だけではなく社協や地域の相談窓口の地域包括支援センター、そして民生委員さんとの連携と協力が必要不可欠だと思います。社協や地域包括支援センター、民生委員さんの活動の中から、成年後見制度の必要がある方を発見した場合、身寄りのない方や親族等からの虐待などの場合は、福祉担当部局が市長の申し立てを行っていると思いますが、それ以外の場合の相談窓口はどうでしょうか。家庭裁判所への申し立て書の作成、提出の代行は弁護士、司法書士の独占業務となっていますが、成年後見制度の利用促進のために、総合的な助言等を効率的に行う成年後見センターが必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

全国的にも、成年後見センターを設置、運営している市町村は、政令市等の人口規模や経済的にも大きな市町村がほとんどであるかと認識しておりますが、本市において成年後見センターを設置することによるメリット、デメリットの有無はもちろんのこと、市民ニーズや費用対効果等も含めた設置の必要性について、広く総合的に検討していく必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

東京都の調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市では、平成15年度から共同して成年後見センターを設置されています。そこで、本市でも成年後見制度にかかわる助言や指導は公的な成年後見センターを設置して、より効率的、専門的な助言等を行ってほしいと思っておりますが、いかがお考えですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

成年後見センターの設置の必要性について検討する中におきましては、単独実施以外にも広域連携による設置等、さまざまな方向性が考えられますので、先進地等の状況も勘案しながら、幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

ただいま質問をしている成年後見センターは、家庭裁判所への申し立てにかかわる指導助言を行うところまでの業務とした場合ですが、申し立てに対して後見等が決まった場合ですが、高齢者の方は年齢からすると後見等は数年で終了すると思いますが、知的や精神での後見等は数十年の長きにわたる場合があると思われれます。このような場合、専門職による個人での長期にわたる後見等は対応が難しくなるケースが出てくると思います。そこで法人後見が有効だと思いますが、いかがでしょうか、考えをお示しく下さい。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

成年後見人が個人であれば、期間が長くなればなるほど後見人の病気や事故、死亡等により、後見事務が適切に行われなくなることも想定されますが、法人後見であれば個人ほどの意思決定への迅速性が低いものの、法人としてのバックアップにより、後見事務担当者が変更することなどにより、長期にわたる支援が可能であるというふうに思われます。成年後見等の受任者が個人であるのか、法人であるのかについては、それぞれにメリット、デメリットが存在しますので、後見等が長期にわたるであろうことが事前に想定される場合など、対象者ごとにそれぞれの状況に応じた適切な受任者の選定というものが、極めて重要であるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

ほかの自治体では、法人の後見等の業務が適正に行えるように、法人後見実施団体への活動支援を行っているところがあり、支援の内容は財政的支援や人的支援などさまざまです。そこで2012年と2013年に取り組まれた市民後見人養成事業についてお尋ねいたします。この事業は専門職の後見人等が不足することが見込まれることから、老人福祉法における市町村の後見等にかかわる体制の整備として取り組まれたと思いますが、この事業で目指した目的は、どのようなものだったのでしょうか。また、養成事業に参加した方たちは、現在、市民後見人として活躍されているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

市民後見人養成事業につきましては、平成24年の老人福祉法の改正を受け、成年後見制度の担い手である後見人等の人材不足への対応や、利用者と同じ地域で生活する市民として専門職にはない特性を生かした活躍、活動への期待を目的としまして、平成24年度に市民後見人養成講座基礎編を実施しており、翌年度の平成25年度には、市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修実践編、これを2カ年にわたり実施をいたしたところでございます。しかしながら、福岡家庭裁判所管内では、専門職以外の第三者である市民後見人を後見人等として選任した事例は、令和元年9月が県内では初めてであり、全国的にも1.1%と非常に少なく、活躍の場や機会がないというのが現状でございます。なお、市民後見人養成講座の修了者は26名おられましたが、現在、1名の方が飯塚市社会福祉協議会の実施事業である日常生活自立支援事業の生活支援員として活動されているというふうに伺っております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

市民後見人養成事業を行ったが、その活躍の場はないようです。現在、社協が行っている法人後見の対応は職員が対応されていますが、職員数にも限度があり、そう多くは受任できていないようです。そこで再度、市民後見人養成のフォローアップ研修を行い、社協が行っている権利擁護の法人後見の人的支援をしてもらってはと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

飯塚市社会福祉協議会が行っております法人後見業務は、社会福祉協議会としての事業でございますが、市といたしましても非常に重要な事業であると認識をしております。さきに回答いたしましたとおり、市民後見人が日常生活自立支援事業の生活支援員として活動されているような

事例もございますので、過去、養成いたしました市民後見人の登録者に対しまして、将来的な法人後見業務の支援も視野に入れながら、今後の事業の進め方につきましても、社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

国の市町村地域福祉計画のガイドラインや市町村成年後見制度利用促進基本計画には、市民後見人等の育成や活動の支援が示されていることから、再度、市民後見人の養成をして法人後見としている団体を支援してもらおうなど、活躍の場を設けてはと考えていますが、いかがお考えですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

平成24年度から25年度にかけ、市民後見人を養成した際にも、法人後見における支援員としての活動の場について検討いたしました。その時点におきましては、法人後見を受任しておられる職能団体での支援員の必要性の有無や、職能団体との適切なマッチングが非常に難しい状況でございました。しかしながら、質問議員が言われますとおり、将来的な市民後見人の確保や養成につきましては、大変重要であると認識しておりますので、現在、法人後見業務を実施しております飯塚市社会福祉協議会を初めとする他の職能団体等とも連携しながら、法人後見業務に対する支援のあり方や市民後見人の活動の場の確保について、十分に検討、協議を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

高齢者が安心して人生の最後まで住みなれた地域で暮らせる地域包括ケアシステムの構築における認知症施策の推進、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める成年後見制度の利用促進のためにも、成年後見センターの設置、そしてさらに法人後見を受任することができる組織の充実、設置が重要であると思います。成年後見制度利用促進法第2条の「自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体」である成年後見等実施機関である成年後見センターを、嘉麻市、桂川町と連携して設置に向けた検討会を発足させる考えはありませんか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

当初、飯塚市の取り組みについて、福岡家庭裁判所飯塚支部と個別に情報交換を行ってまいりましたが、福岡家庭裁判所飯塚支部の圏域は、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町であることに加え、嘉飯桂定住自立圏連携事業により、さまざまな広域連携を行っていること等により、平成31年2月に福岡家庭裁判所飯塚支部の案内により、三士会として弁護士、司法書士、社会福祉士のそれぞれの職能団体と、飯塚市、嘉麻市、桂川町を集めた利用促進基本計画に関する打ち合わせが開催されております。その後、三士会の協働により、家庭裁判所、三士会、各社会福祉協議会に市町村担当課を加えた飯塚支部地域連携ネットワークワーキングチームによる勉強会が発足し、成年後見制度の利用を促進するに当たっての課題や、問題の整理と多職種の連携による新しいネットワークの構築を目的とした気軽な意見交換の場として、現在まで3回ほど開催されております。今後も、この勉強会への参加につきましても、継続してまいりたいと考えておりますので、成年後見センターを含む飯塚市、嘉麻市、桂川町との2市1町による広域連携も一つの方

策として視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

権利擁護における成年後見制度の利用促進の取り組みは、東京都の事例にあるよう、本市単独ではなく、嘉麻市、桂川町との連携として取り組むことが地域共生社会につながるのではないかと思いますので、前向きに検討していただくようお願いいたします。

次に、成年後見制度利用促進法第14条第1項に、市町村の講じる措置として、「成年後見制度の促進に関する施策については、基本的な計画を定めるように」と定められました。国の基本計画では2021年、令和3年度までに市町村計画の策定が行われるよう働きかけをすることとなっております。本市では、この成年後見制度利用促進基本計画は策定されていますか。もし策定されていない場合は、いつまでにどのような形で策定することとされているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市の現状といたしましては、成年後見制度利用促進基本計画の策定には至っておりません。今質問がございましたとおり、成年後見制度利用促進法第14条においては、市町村の講じる措置が規定をされておりますが、市町村は成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等の実施機関の設立等にかかる支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしてされておりまして、基本計画の策定及び成年後見制度実施機関の設置、いわゆる中核機関でございますが、これらにつきましては努力義務として規定されているものと認識をしております。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、2市1町での勉強会でのさまざまな方策について意見交換をさせていただいておりますが、現時点では策定期及び策定方針については未定となっております。なお、令和元年10月1日時点での、国による成年後見制度利用促進施策に係る取り組み状況調査結果がございまして、市町村計画の策定済み市町村は7.7%、中核機関整備済み市町村は9.2%と、全市町村で1割弱となっております。福岡県内の状況としましては、令和2年9月1日現在で、北九州市、それと水巻町の単独設置及び行橋市、荏田町、みやこ町の1市2町と、岡垣町、芦屋町、遠賀町の3町での広域設置による4カ所が設置済みとなっております。今申し上げましたように、県内では多くの市町村が未定もしくは検討中でございますが、本市といたしましては、先進市町村の状況等を把握しながら、本市の置かれた現状に適した計画が策定できるよう、今後も検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

国の基本計画では、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討すべきであると記載されています。成年後見センターについてだけではなく、成年後見制度利用促進基本計画は本市単独ではなく、これも同じく嘉麻市、桂川町との連携を視野に入れて作成されてはとありますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

成年後見制度利用促進基本計画の策定につきましても、単独実施と広域連携のそれぞれのメリ

ット、デメリットがあるというふうに考えておりますので、そのことも含めまして、飯塚市、嘉麻市、桂川町との2市1町による勉強会の中で十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

国の基本計画では、成年後見制度の利用促進のため、市町村は中核機関を設置し、その運営責任を持つことが想定されるとあります。地域ネットワークの中核となる機関の整備、協議会等の設立、運営といったネットワークの体制整備において、市町村が地域の実情に応じた積極的な役割を果たすことが求められるとされています。この中核機関とは、どのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの中核機関とは、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関としまして、地域における連携、対応強化の推進役としての役割を担います。主に専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局運営、権利擁護支援における地域連携ネットワークのコーディネートなどを行います。中核機関の具体的な機能としましては、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、この4つの機能に加え、不正防止効果も期待されているところでございます。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務は、市町村の福祉部局が有する個人情報が必要とすることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要などから、市町村が設置することが望ましいとされています。令和3年度から令和5年度までの高齢者保健福祉計画の策定の時期であることから、成年後見制度の利用促進について明確に記載するとともに、あわせて中核機関と協議会の設置に向けた計画にしてはとありますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

現在、第8期の飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する中で、高齢者の権利擁護への取り組みとしまして、成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進計画を踏まえた成年後見制度の利用促進に取り組むことを記載しておりますが、現時点において、中核機関や協議会の設置等の個別具体的な事案については未定となっており、はっきりとした方向性も定まっておりますので、今後さまざまな角度から検討を重ねながら、具体的な方策を決定し、計画の目標として掲げる成年後見制度の利用促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

中核機関の設置、運営に対する財源は、標準団体10万人規模で約300万円が地方交付税で措置されていることから、中核機関の機能を持ち、あわせて成年後見等実施機関でもある成年後見センター設置の具現化に向けて、嘉麻市と桂川町で協議会等を設置して検討する考えはありませんか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

先ほどご答弁申し上げましたように、現在、2市1町での勉強会の中で、成年後見制度のあり方に関する将来的な方向性の検討はいたしておりますので、その中で成年後見センターの設置の必要性等につきましても、本市において成年後見センターを設置することによるメリット、デメリットの有無はもちろんのこと、市民ニーズや費用対効果も含め、広く総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

いずれにしても、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定されている、市町村の講ずる措置としての成年後見制度利用促進基本計画を策定しなければなりません。団塊の世代が75歳以上となり、何らかの認知症の症状である高齢者が5人に1人となると言われており、2025年はもう目の前に迫っています。この計画策定とあわせて次期の高齢者保健福祉計画には、成年後見制度の周知と利用促進にかかわる記述については、もっと踏み込み、より現実的な計画策定をお願いいたします。第7期の計画が公表された際に、改めて成年後見制度についての質問をしたいと思っております。

また、同じことの繰り返しになりますが、成年後見制度を必要とする認知症高齢者や障がい者の方たちの制度利用の促進は、今後ますます重要な施策の一つになってくると思っております。飯塚市民だけではなく、飯塚圏域の皆さんが安心して暮らせる地域となるよう切望して、質問を終わります。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。18番 吉田健一議員に発言を許します。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

質疑通告に従いまして、「広域消防組合負担金について」、「公園のあり方について」、「保健師の体制について」、以上3件を質問させていただきます。

まず、広域消防組合負担金の件ですが、飯塚地区消防組合は再編実施計画に基づき、消防本部は国道201号バイパス沿いの菰田に来年、新築移転し、いよいよ新体制で稼働してまいります。飯塚地区の安心安全を守る消防職員のご活躍に期待するところでございます。それでは、この組合を運営する広域消防組合負担金の根拠について、お伺いします。飯塚地区消防組合において、2市1町で負担金を出して運営を行っているということですが、調べたところ、飯塚地区消防組合は、このままでは運営に支障を来すような状態だと伺っております。まず、負担金を支出する根拠や計算方法について教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚地区消防組合は、自治体消防に関する事務を共同処理するため、本市、嘉麻市及び桂川町で飯塚地区消防組合規約を締結しております。その規約の第11条では、「組合の経費は、組合財産その他から生じる収入及び関係市町の負担金をもってこれにあてる」とされており、また負担金は、「地方交付税の規定により算定されるそれぞれの関係市町の当該年度の基準財政需要額のうち、消防費の算定方法に準じて算定した額で常備消防費に相当する額を基準として分賦する」となっております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

負担金の算定においては、地方交付税の規定により算定される基本財政需要額のうち、消防費の算定方法に準じて算定した額との答弁であります。何か消防負担金において影響がある算定があったのでしょうか。その点、わかったらお答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

消防組合運営負担金におきましては、普通交付税において、合併算定替という合併団体の特例措置がありまして、本市などが合併して10年を経過するというところで、年々その算定率が通減されております。今年度の本市の負担金は、昨年度に比べますと7千万円の減となっております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

特例算定の終了に向けて7千万円の減額ということですね。では次に、本市が負担している金額が幾らになり、それは地方交付税の算定根拠に含まれる以外で、市の負担は別にあるのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

令和2年度の負担金額になりますが、約12億7300万円になっており、普通交付税の積算根拠に含まれる額以外で市の負担等はございません。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

合併算定替で、年々負担金が減っていく状況の中、このままで飯塚地区消防本部としてはどうなるのでしょうか。現時点で予想はしておりますか、どのような考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚地区消防組合本部の財政見通しによりますと、毎年基金を取り崩している状態で、基金残高の残りは少なく、このままでは令和4年度ころに運営が厳しい見通しになると聞き及んでおります。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

飯塚地区消防組合は、令和2年度の当初予算において、1億7636万6千円の財政調整基金を取り崩すほど運営が厳しい状態にあります。それに対処するのに、本市を含めた関係市町は

どのようなことを行っているのでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚地区消防組合は、2市1町での消防に関する重大な事務を担っているところでありますので、本市を含め関係市町の消防担当課、財政担当課及び消防組合で定例的に負担金の見直しを含めた協議等を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

消防の体制と認識と現状について、お伺いします。現在の消防体制には、消防隊員や救急隊員がおられると思います。その救急隊員が、救急救命士の資格を必要としているのに、資格を持っている隊員が少ないという声も聞いております。そのことは御存じでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

消防組合での事務内容や必要な資格等については、申しわけありませんが存じ上げておりません。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

私のほうからお伺いしたところによりますと、救急資格者は現在108名で、そのうち救急救命士は36名しかいなく、編成体制としては2市1町で7隊、7隊ですね。現在、高齢化している社会やコロナ禍という中、極めて緊急な世の中で、人命を助けるための救急隊員も、もしものことがあってはいけなく、隊員の絶対数が足りていないのではないかと考えております。また、救急救命士を養成するのに、1名当たり220万円を超える費用と、取得までの日数も、最低194日もかかります。乗車人数が不足していても、組合の運営財政が厳しい状況ではそれを補うこともできないのではないのでしょうか。先ほど部長が答弁していただいたとおり、飯塚地区消防組合は、火事が起きたときの消火活動、市民の命をいち早く救命する救急活動など、2市1町の重大な消防事務を担っていただいております。この消防組合が、令和4年度ごろには運営がさらに厳しい状況にありますので、緊急性を要しますので、ぜひ一刻も早い負担金の増額等を検討していただくように要望しておきます。

それでは、「公園のあり方について」お伺いしたいと思います。公園とは地域の憩いの場であり、散歩したりベンチでゆっくりしたりする人、遊具で遊ぶ子どもさんの姿もあります。ですが一方で、老朽化した遊具に立入禁止のテープやカラーコーンの設置、樹木雑草の繁殖により防犯上の問題や、景観を損ねている公園も見られております。公園として、近年、各種計画が作成されていますので、今後の維持管理と再編について、お伺いしていきたいと思っております。市内公園の種類と件数について、まずお伺いします。公園の種類も都市公園、児童公園、開発公園、その他の公園等の種類があると思っております。その種類と件数について、どのようになっているのか、まずお答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

平成31年4月1日時点においてでございますが、都市公園の箇所数は62カ所で、面積は125.06ヘクタール、児童遊園の箇所数は50カ所で、面積は5.41ヘクタール、開発遊

園の箇所数は125カ所で、面積は5.85ヘクタール、その他遊公園の箇所数は67カ所で面積は55.97ヘクタールで、合計で304カ所、面積は192.29ヘクタールとなっております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

公園はたくさんありますよね。各種の公園の用途と、今お答え願いました用途、それと設置目的について教えてください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

都市公園につきましては、都市公園法に基づき、都市公園の供用を開始するに当たり、政令で定める事項を公告することにより設置された公園で、設置者である地方公共団体または国が当該公園、または緑地における公園施設を含むものであります。設置目的は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。児童遊園とは、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場を提供する屋外型の公園になります。開発遊園につきましては、都市計画法第33条第1項及び第2号、及び同法施行令第25条に基づいて設置された公園であり、主として休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等に備えることを目的とする公園となっております。その他の遊公園につきましては、どの法律も基づかない公園であり、主として、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションに供することを目的としております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

公園のところで説明いただきました。その公園について、維持管理がどうなっているのかについて、お伺いしていきたいと思っております。草刈りや剪定は、各公園ごとにどのような管理がなされていますか。どのようなタイミングでなされていますか、お答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

都市公園、児童遊園、その他遊公園につきましては、基本的に草刈りについては年2回、剪定については、おおむね2年から5年に1回程度、清掃については、箇所にもよりますが、おおむね月1回から2回程度、防除については、害虫の状況等を勘案しながら実施している状況でございます。また、開発遊園につきましては、基本的に地元で草刈り等の管理をお願いしているところでございますが、供用開始して年数が経過している公園施設は、経年劣化が進み、また住宅地内の市民の方も高齢化で管理できなくなっている公園につきましては、市で年2回の草刈り等を実施し、公園の維持管理に努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

公園の管理については、剪定については2年から5年に一度、草刈りについては年2回ほど行っているというご説明でしたが、なかなか地域のほうにお伺いすると、市のほうに要望しているんですけど、なかなかそれがままならないという状況がありますので、必ずそこら辺は守ってやってください。

次に、その公園の遊具の設置状況はどのようになっていますか。また、近年で遊具を設置した箇所についても、わかる範囲でお答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

平成31年4月1日時点においてでございますが、都市公園で遊具を設置している公園は、62カ所のうち53カ所でございます。児童遊園で遊具を設置している公園は、50カ所のうち31カ所でございます。開発遊園で遊具を設置している公園は、125カ所のうち49カ所でございます。その他遊公園で遊具を設置している公園は、67カ所のうち33カ所で、合計で304カ所のうち166カ所の公園で遊具を設置している状況であります。また、近年で遊具を設置した箇所でございますが、平成29年度から平成31年度までの過去3年間における遊具の更新箇所につきましては、都市公園においては8カ所の公園で10遊具、児童遊園においては5カ所の公園で6遊具、開発遊園においては1カ所の公園で1遊具の合計14カ所の公園で17遊具を設置しております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

遊具の設置状況についてと遊具の入れかえ等についてお伺いしました。これについても、やはり草刈り、剪定と同じような要望があっておるとおもいます。それに近づけるような形で努力していただきたいと思っております。

次に、維持管理の危険箇所の調査、それと危険箇所が発見された場合の対応方法についてお答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

遊具の危険箇所の調査につきましては、年に1回、職員で実施しており、老朽化等で危険な遊具等があれば、早急に使用を停止し撤去しております。その対応方法としましては、都市公園につきましては、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、安全性の確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的に、公園長寿命化計画を策定し、計画的に更新を行っております。また、児童遊園、開発遊園、その他遊公園につきましては、遊具の利用状況や地元の要望等を勘案し、遊具等の更新を実施しております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

計画的に行っているということです。それでは、飯塚市公園ストック再編計画案について、今、地域ごとに説明会を開催されているようですが、飯塚市公園ストック再編計画案の内容について、ご説明をお願いします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

飯塚市の都市公園の面積は平成31年3月31日現在で、1人当たり13.88平方メートルと福岡県の目標値であります10平方メートルを上回っており、他市と比較しましても、多い状況となっております。今後の全国的な人口減少、少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい環境づくり、健康長寿命化社会の実現等を推進するためには、公園等につきましても、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した再編を図っていく必要があります。

そこで、今回の飯塚市公園ストック再編計画案は、将来の公園のあり方について、第2次飯塚市総合計画や飯塚市都市計画マスタープラン、立地適正化計画等のまちづくりの視点を取り入れ、再編に向けた用途変更についての基本的な方針を定めた計画となっております。再編計画案の方針につきましては、都市公園と都市計画法に基づく開発遊園につきましては、基本的には法的に用途変更ができないため、児童遊園、その他の遊公園について再編を図っていくものとしております。具体的には、平成31年を基準として令和21年度までの20年間において、現在の公園の総面積192.29ヘクタールを、現在の公園面積の20%に相当する38.5ヘクタールを用途変更し、最終的には公園の管理面積を153.79ヘクタールとすることを目標としております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

ご説明いただいたとおり、用途変更を行っていくとのことですが、用途変更の具体的な意味についてお答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

再編計画案でいう用途変更とは、本来の公園としての利用に縛られることなく、地域コミュニティを初め、地域活性化の場として利用していくという意味になります。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

申しわけないんですけど理解ができません。もう少し具体的にわかるように説明していただけますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

用途変更の内容を具体的に説明しますと、集会所等に隣接してある公園につきましては、駐車場や芝生等で集会所と一体的に利用していただくことを考えております。また市街地内の公園では、公園以外の公共用施設としての利活用や、住宅地内の公園につきましては、払い下げをするなどの利活用を考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

この計画で、用途変更並びに払い下げをする計画も考えているということです。また後で質問させていただきます。全ての公園について用途変更ができますか。また今後、公園ストック再編計画に上げれば用途変更ができるのでしょうか。その点はどうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

都市公園は、都市公園法第16条に、「公園管理者は、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」とあり、基本的に用途変更ができないようになっております。また、都市計画法第33条第1項及び第2号及び同法施行令第25条に基づいて設置された開発遊園につきましても、福岡県との協議において、用途変更ができない状況になっており、全ての公園を対象とはしておりません。このことから、現段階では都市公園と都市計画法に

基づいて設置された開発遊園は用途変更することができないことから、児童遊園やその他の遊公園を中心に再編することとしております。また再編計画案を策定し、公園の利用状況や管理状況を考慮し、用途変更する時期を定め、地元自治会で説明会等を実施し、意見を伺った後に用途変更を実施することとしております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

説明を行った後ということですが、地元住民に対して、どのような形で今後、周知していかれるのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現在、各地区の自治会長会において、再編計画案の説明を実施しているところですが、再編計画案が決定した際には、用途変更の候補となっている公園について、まず対象となっている自治会と今後の利活用について、具体的な協議を進めていきたいと考えております。今回、候補として挙げている公園は、必ず用途変更を行うということではなく、地元と協議を行った上で方向性を定めていくこととなります。例えば、候補に挙がっている公園が地元で維持管理しており、行事等で利用しているのであれば存続させ、反対に利用していない公園等があれば情報提供をしていただき、その公園を用途変更の候補として挙げていくことも考えられます。再編計画案については、地元の意見を反映させた計画にしていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

それでは次に、用途変更を行う際の優先順位については、どのようにお考えでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

再編計画案の中で、経過年数、誘致圏域、周辺施設機能の集約の3つの視点より、評価点をつけておりますので、それに応じて協議を進めたいと考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

各地区で説明会を開催しながら、地元の同意を求めながらということですが、現状と今の進行状況について、どのようになっているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

この再編計画案については、第1段階としまして、13地区の自治会長会において順次説明をさせていただいているところでございます。令和2年11月末現在において、市内の13地区のうち10地区において説明会が終了しております。今後も引き続き、残りの颯田地区、庄内地区、筑穂地区の3地区の自治会長会において、再編計画案の説明をさせていただくよう考えておりましたが、颯田地区につきましては、12月の自治会長会が新型コロナウイルスの影響で書面決議へ変更となっており、次回の開催が3カ月後の令和3年3月となりましたことから、今回の再編計画案を早めに周知していただくため、書面での案内とさせていただいております。今後も、残

りの庄内地区、筑穂地区の2地区につきましても、引き続き自治会長会での説明会にて周知を図っていき、その後は各地区において、年次的に用途変更の候補となっております地元自治会と十分協議を行い、再編計画案に反映していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

現状では、コロナ禍ではありますが、3地区においては説明会が開催できていない。説明会が行われた10地区においては、まだ一度しか説明はしていませんよね。さらに、庄内地区、筑穂地区の2地区については開催予定ですが、穎田地区については再編計画案が書面でしか説明されていない中、この飯塚市公園ストック再編計画の策定については、いつを予定されていますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現在、再編計画案を策定しており、令和3年3月までに地元自治会長会にて説明会を実施し、令和3年度中に計画策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

説明会が行われた地区においては、反対のご意見やさまざまなご意見、ご要望があり、市民からすれば公園は公共の場であり、地域の憩いの場であります。各種公園の用途と特に設置目的については、先ほどご説明いただきましたが、やはり市民の皆様には理解しにくいと思います。答弁で、維持管理、危険箇所の調査とその対応方法でお答えいただいたように、都市公園は公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化計画を定め、安全性の確保と機能の保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的に、公園長寿命化計画を策定し、計画的に更新していくと言われました。一方、児童公園、開発遊園、その他の遊園につきましても、遊具の利用状況や地元の要望を勘案して、重要ですねここ、遊具等の更新を実施しておりますと答弁をいただきました。重ねて言いますが、市民からすれば、各種の公園の用途と設置目的については理解が難しく、飯塚市の管理する公共の場所という認識でございます。飯塚市公園長寿命化計画や公園ストック再編計画の策定については、地域の意見を十分伺いながら、子どもからお年寄りまで集える公園を継続できるよう、また公園としての機能をよみがえらせるような事業を進めてください。要望しておきます。

3番目の質問にいかせていただきます。現在コロナ禍の中、日々ご活躍いただいております保健師さんの業務内容についてお伺いいたします。まず保健師さんの配置人員と体制についてはどのようになっていますか、お答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

飯塚市の正規職員の保健師は22名を配置していますが、その配置状況といたしましては、福祉部高齢介護課に1人、市民環境部医療保健課に5人、市民協働部健幸・スポーツ課の成人保健係に2人、母子保健係に14人となっております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

保健師さんは4部署に22名が配置されているということですね。次に、保健師さんの配属部署ごとの業務内容について、どのようなことをやられているのか教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

高齢介護課の保健師の業務といたしましては、主に介護予防教室の実施とともに、高齢者が地域で生活できるための支援事業を実施しています。医療保険課の保健師の業務といたしましては、若年層も含め、若年者健診、特定健診の受診勧奨と健診後の特定保健指導に取り組み、疾病の早期発見・予防につながる事業を実施いたしております。健幸・スポーツ課成人保健係の保健師の業務といたしましては、成人を対象とした健康づくりに関することで、がん検診や高齢者の予防接種、そして各種健康教室、健康相談等を実施しております。同じく健幸・スポーツ課母子保健係では、母子手帳の交付から新生児相談、乳幼児健診、巡回相談等の事業を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のないかわりて母子を支える事業を実施いたしております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

今、ご説明いただきました各保健師業務の中で、障がい児童への業務について、どのようなものがありますか、お答え願います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

健幸・スポーツ課保健センターにおいて、平成30年度より子育て世代包括支援センターを立ち上げ、母子手帳の交付から出産、就学前までさまざまな場面で子どもたちに寄り添い、支援を行っていくための体制整備に努めているところですが、障がいのあるお子さんへの対応といたしましては、まず医療機関につながっているお子さんについては、主治医の意見を中心に、コーディネーター役として、その子に合った支援を展開していきます。

次に、乳幼児健診や巡回相談事業で、動作や言葉、コミュニケーションづくりに苦手さや、その発育状況に偏りがあるお子さんが確認できた場合は、母子保健係で実施している個別相談を利用してもらいます。この個別相談には、言語聴覚士による言語相談、作業療法士による運動相談、臨床心理士による心理相談、医師による医師相談があります。健診会場でのお子さんの様子、課題の結果、家庭や保育所とか幼稚園での状況の情報を収集、整理し、専門の先生へ情報提供するとともに、保護者の考えを聞きながら、今後の支援の方向性を専門の先生、保護者と一緒に検討していくこととなります。その後、専門の支援が必要な場合については、社会・障がい者福祉課において受給者証の手続がなされ、そして相談支援専門員が決まり、サービス提供事業者が決定していくこととなります。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

今のご説明の中で、個別相談にて保護者と一緒に専門の支援が必要な場合においては、障害者総合支援法に基づき、保健師さんが意見書を作成され、社会・障がい者福祉課において受給者証の手続がなされると私は理解しております。今のご説明のとおりですね。そして、相談支援専門員が決まり、サービス提供事業所が決定していくという市民協働部でのお答えですが、支給決定を決める福祉部は、この流れで間違いはないでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

間違いございません。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

はい、わかりました。必ず順番を守るようにしてください。それでは、平成30年度より子育て世代包括支援センターを立ち上げ、事業を行っているとのことですが、その保健師さんの内部の増員等を行いましたか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

平成30年度の子育て世代包括支援センター立ち上げ時には、1人の保健師を増員いたしております。また令和2年には保健センターを1係から成人保健係と母子保健係に分け、2係体制としたことに加えて、事業移管がありましたので、2人の保健師を増員いたしております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

支援センターの母子保健係に配属される職員さんは、特段の資格が必要であるのか。また保健師さんの業務分担はどのようになっているのか、それぞれの業務について担当を割り振るのか、それとも地域ごとの割り振りで行っているのか、その辺について教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

母子保健係の正規職員としては、保健師の係長1人、それから保健師13人と1人の事務職を配置いたしております。有資格者としては、保健師のみの配置といたしております。保健師の業務分担といたしましては、乳幼児健診や予防接種、両親学級、個別相談では言語、運動、心理、医師それぞれの相談業務など、その業務にそれぞれの担当保健師を決め、事業のマネジメントを行っております。巡回相談では保育園、幼稚園ごとに担当保健師を決めております。また、母子手帳交付から直接的に行う母子への支援については、地区割りで行うようにしております。そのため個別相談では、担当した地区、それから保育所、幼稚園から相談があれば、その担当の保健師が対応し継続的に支援しています。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

それでは次に、個別相談で保健師さんは誰と誰と、どのような形で、どこで行うのか、教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

個別相談事業では、専門職種の先生にお子さんと保護者が、状況の説明、相談するものですが、そこには言語、運動、心理、医師、それぞれの相談を担当する保健師と、相談に来られるお子さんを担当する保健師が同席します。そこで保護者は、直接専門職種の先生のアドバイスを受け、保健師はそのアドバイスに基づいて、保護者と協議をしながら、その後の対応や必要な支援を行っていくこととなります。会場は主に保健センターで行っていますが、巡回相談からの個別相談の場合は、お子さんの通っている保育所や幼稚園で相談を行うこともございます。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

お伺いする中で、市民協働部健幸・スポーツ課母子保健係の保健師さんは、個別相談や巡回相談業務については、福祉部が行うような業務と感じます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。今後の体制と業務のあり方について、まず体制のあり方ですが、障がい児通所支援事業において、今回の補正予算が9700万円ほど組まれております。令和元年度の最終予算と比較しますと1億2千万円増加し、14.5%の増となっております。年々増加傾向にあるこの事業について、どのようにお考えになられておりますか、お答えください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

増加傾向の要因としては、発達障がいなどの新たなる精神疾患の広がりがあり、また乳幼児時期から、早期の段階で発達に対する問題点等の気づきから、医療機関等に受診することになったこと、医療技術の進歩等による難病患者の増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用対象がずっとふえていく傾向にございますので、給付費の増加傾向は、今後も続くというふうに想定をしております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

給付費が年々増加する要因の一つとして、利用対象者の増加があるとのことですが、それではこの利用対象者の推移、利用者の日数等についてお答え願います。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

推移についてでございますけれど、年間における実利用者数及び延べ利用日数については、平成29年度から令和元年度までの3年間についてご答弁いたします。まず、児童発達支援給付費については、児童利用者数の推移は、平成29年度133人、平成30年度150人、令和元年度176人となっており、3年間で1.3倍となっております。また、延べ利用日数については、平成29年度が1万7382日、平成30年度が1万9985日、令和元年度が2万3644日となっておりまして、3年間で約1.4倍となっております。

次に、放課後等デイサービス給付費につきましては、実利用者数は平成29年度が231人、平成30年度が280人、令和元年度が317人となっておりまして、3年間で約1.4倍となっております。また延べ利用日数については、平成29年度が3万1986日、平成30年度が3万8553日、令和元年度が4万7371日となっておりまして、3年間で約1.5倍となっております。令和2年度におけます8月までの直近の実利用者数は、児童発達支援給付費は168人、放課後等デイサービス給付費は320人となっております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

ご説明いただいたとおり、数字は伸びているという現状がありますが、この数字だけでは判断できないところがあります。この障がい児童向けの平成30年度予算が5億4286万円、令和元年度予算が6億6987万5千円。2年度予算では8億7千万円でしたが、今回の補正でも9700万円ほど追加して9億6800万円、このように推移しております。1人当たりの平均的な給付額についてお答えください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

1人当たりの平均的な給付額の算出については、扶助費における児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費の決算額をもとに、各年度における実利用者数で除して算出した数値でお答えをさせていただきます。令和元年度のケースでございますけれども、児童発達支援給付費は、1人当たり平均で年間約173万7千円。放課後等デイサービス給付費は、1人当たり平均で年間約145万9千円となっております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

児童発達支援給付費は、平均して1人当たり給付費が年間で170万円。放課後等デイサービスについては、145万円と答弁がありました。給付の決定について、適切な運営がなされているのか、その点についてはどのような形でやられているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

障がい児通所支援の給付決定については、お子さんの健全な発達のため必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について、提出された申請書類等をもとに判断し、給付決定を行っております。しかしながら、障がい児の重度化、知的障がい児及び発達障がいの疑いのあるもの、医療的ケア児の増加などに伴う障がい児支援のニーズに対応するきめ細やかな対応や、サービスの質の確保、向上に向けた環境整備等について、今後検討していくべき事項もあるというふうに考えております。そのため、飯塚市障がい者施策推進協議会や関係機関との連携において、障がい児等の施策推進に向けて、さまざまな意見をいただきながら、協議検討を行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

障がい児の通所支援の給付決定には、手帳を所持せず受給者証により給付を決定しているお子さんがいると思いますが、どのようになっていますか。また、障がい児通所支援の対象年齢は18歳までですが、それまでの間に、利用量や給付の必要性等、何らかの審査が必要だと考えておりますが、支給の見直し等は現在なされていますか、お答えください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

障がい児通所支援の給付決定については、障がい児の医学的診断名、また障害者手帳を有することは必須条件でないため、医師の意見書、医師や専門家の意見をもとに保健師が作成した意見書により、給付決定を行っているものもございます。令和元年度の新規申請者のうち、医師の意見書によるものが、児童発達支援で11件と放課後等デイサービスで15件、保健師作成の意見書によるものが、児童発達支援で49件と放課後等デイサービスで1件ございまして、全体で76件の意見書が提出されておまして、その意見書によって給付決定を行っております。手帳等所持者につきましては、手帳更新時期に医師等の診断が行われておりますが、何らかの療育の必要があるという医師や専門家による意見をもとに給付決定を受けたお子さんについては、現状では成長過程における医療関係者や専門家の意見等の提出を求めているものではございません。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

今ご説明いただきました令和元年度の新規申請者のうち、医師の意見書によるものが、児童発達支援で11件、放課後等デイサービスで15件、保健師作成による意見書によるものが児童発達支援が49件、放課後等デイサービスが1件、全体で76件の意見書が提出されており、その意見書に沿って給付を決定しておりますということですが、76件の件数が意見書に沿ってということは、そのまま給付開始されていることになりませんが、その点は、間違いないですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

76件の意見書によって、給付決定を行っております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

医療の必要性があるという専門家の意見等をもとに、対象者の資格要件を確認した時期から、一定期間が経過していながら、適切な期間において、その児童に対する療育支援の必要性の再確認が行われていないと思います。支給開始になれば、18歳まで継続するんですね。適正な療育給付を行う上で、非常に問題なのではないかと考えます。子どもたちは短い期間で成長し、変わっていきます。そのサービスが適当であるかどうかは、成長に合わせて定期的に確認していく必要があるのではないかと考えております。健幸・スポーツ課母子保健係では、母子手帳の交付から新生児の訪問、乳幼児健診、巡回相談等の事業を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のないかわりで母子を支える事業を実施しておられます。なおかつ、個別相談を行っている、先ほどお答えいただきました。私は業務が多忙過ぎるかと考えております。療育を必要とするお子さんのためにも、適正なサービスを提供するためにも、給付業務を所管する決定権がある社会・障がい者福祉課に専属の保健師を配置し、給付決定やサービスにかかわってもらう、このようなことが適正給付につながると考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子ども一人一人の状況に応じた適切なサービス提供を行うに当たっては、連携のとれた組織の中で、その子どもの状況や、利用ニーズの把握がしっかりと行われ、それに沿った給付サービスの提供がなされることが理想と考えております。そのために、当課と保健センターの連携を強化し、また保健師と相談支援員、児童通所事業所との連携を図るため、当課の委託先である基幹相談支援センターとの連携強化を図っていきたいというふうに考えております。ただ、今質問議員が言われますような、さまざまの問題点につきましては、先ほど申しましたように飯塚市障がい者施策推進協議会や関係機関に問題提起いたしまして、支援の質の向上や確保、さらにはサービスの適正な給付について、最善の方法、方策を探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

給付費の増額についての問題で、最初の保健師とお子さんのかかわり方から質問してまいりました。必要な事業を平等に行うことが大切であり、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障がい者通所支援事業の利用者が増加していく中、その子に合った適切なサービス提供や支援を行うためには、保健師さんのかかわりが大きく、支給決定を行う専門の部署に知識を持った保健師さんを配置することが望ましいと考えております。関係各課、関係機関と連携強化を図っていくとのことですが、組織として連携を図っていくことは当然のことと思います。しかし、多様

化する障がい者ニーズに対応していくためには、やはり専門性を持った専属の保健師を配置し、サービス提供が迅速に対応できるような体制づくりが必要と考えております。この点、今やりとりをさせていただきましたが、飯塚市として、どのような形が望ましいのか見解をお聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

先ほどから保健師の配置によりまして、適正な障がい児サービスの提供を行うべきではないかというご意見をいただいております。このご意見につきましては、子どもたちの最良なサービスを提供すべきとのことであるというふうに、それを求めているというふうに受けとめております。現状の問題点の把握や、その解決方法につきましては、幅広くご意見を拝聴しながら、よりよい制度となりますよう検討を今後も重ねてまいりたい、早期に対策をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

お答えいただきました。必ずそのような形になるよう、また保健師さんの業務のところから入っていきましたが、保健師さんの業務多忙というところもぜひ加味して、体制強化並びにお子さまたち、障がいのあるお子さまたちが困らないような形で、決して給付証の交付が出来るようなことのないようにしていただければと思いますので、要望しておきます。

○議長（上野伸五）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明12月10日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時59分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	26番	佐藤清和
12番	江口徹	27番	道祖満
13番	小幡俊之	28番	秀村長利
14番	守光博正		

(欠席議員 1名)

25番 古本俊克

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 淵上憲隆

書記 安藤良

議事調査係長 岩熊一昌

書記 伊藤拓也

書記 今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

都市建設部次長 中村洋一

副市長 梶原善充

企業局次長 本井淳志

教育長 武井政一

農業委員会事務局長 田中善広

企業管理者 石田慎二

総務部長 久世賢治

行政経営部長 久原美保

都市施設整備推進室長 山本雅之

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 實藤和也

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 原田一隆

公営競技事業所長 浅川亮一

福祉部次長 渡部淳二